

セーレンのサステナビリティ

2026年6月30日
セーレン株式会社

目次①

トップメッセージ	・ ・ ・ ・ 1
サステナビリティ基本方針	・ ・ ・ ・ 2
サステナビリティ推進体制	・ ・ ・ ・ 3
セーレンのマテリアリティ マテリアリティの特定	・ ・ ・ ・ 4
環境への取り組み	・ ・ ・ ・ 6
環境経営の基本方針	・ ・ ・ ・ 7
セーレングループ環境データ集	
気候変動対策	・ ・ ・ ・ 9
カーボンニュートラルを目指した取り組み	
TCFDの提言に沿った除法開示	
循環型経済の推進	・ ・ ・ 1 1
汚染生物多様性対策	・ ・ ・ 1 3
グリーン調達ガイドライン	・ ・ ・ 1 5
セーレン制限物質リスト（2025年6月改訂版）	・ ・ ・ 1 7
環境認証取得状況	・ ・ ・ 1 8
各種認定書	
SDGsに対する当社グループの考え方	・ ・ ・ 2 0

目次②

社会への取り組み	・ ・ ・ 2 2
社会活動理念	・ ・ ・ 2 3
人権の尊重	・ ・ ・ 2 4
責任ある企業行動実施宣言	
セーレングループ人権方針	・ ・ ・ 2 5
労働安全衛生・防災	・ ・ ・ 2 8
品質保証	・ ・ ・ 3 2
品質認証取得状況	・ ・ ・ 3 2
認定書	
調達活動	・ ・ ・ 3 4
セーレン調達先サステナビリティガイドライン	・ ・ ・ 3 5
マルチステークホルダー	・ ・ ・ 4 1
人財	・ ・ ・ 4 3
健康経営への取り組み	・ ・ ・ 4 4
社会貢献活動	・ ・ ・ 4 8
セーレンのウェルビーイング	・ ・ ・ 5 1

目次③

ガバナンスへの取り組み	・ ・ ・ 5 5
コーポレート・ガバナンスに関する基本的 な考え方	・ ・ ・ 5 6
セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン コーポレート・ガバナンスに関する報告書2025/12/22	
内部統制システムの整備の状況等	・ ・ ・ 5 7
内部通報制度について	・ ・ ・ 6 0
情報開示ポリシー	・ ・ ・ 6 1

トップメッセージ

「持続可能な社会」と「セーレングループの持続的成長」
の双方の実現に向けて取り組みます。

温暖化をはじめ地球規模で様々な環境問題が深刻化している今日、地球環境保全と持続可能な循環型社会の実現に向けた取り組みは、企業に課せられた重要な経営課題のひとつであります。セーレングループでは、社会の一員として持続的な発展（サステナビリティ）を遂げていくために、CSR活動（企業の社会的責任）の一貫として環境に関わる国内外の法令遵守はもとより、自主的・積極的な環境保全活動を進める観点から、1999年7月に環境経営の根幹となる「環境保護理念」を制定し、本格的な環境保全活動をスタートしました。

2000年7月に「環境推進委員会」を設置し、グループ共通の認識のもと積極的に環境問題に取り組んでまいりました。また、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得を推進し、国内外の主要8事業所で取得しております。これらを通じて、有害物質の排除、CO2の削減、省エネルギーの推進、ゼロエミッションの達成など、大きな成果を得ております。また、当社では、IT技術を駆使し「在庫レス」を実現したビスコテックスシステムや、企画・開発から原糸製造・加工・販売までの流通ダイレクト化を実現した世界に類を見ない一貫生産体制を構築しました。

これらにより、全ての事業活動を通じ、最終製品への環境配慮はもちろん廃棄・回収・リサイクルにいたるまで、「環境品質」をより一層高めた新たなビジネスモデルによるサービスをお客様に提供し続けております。環境問題のみならず、サステナビリティを巡る課題への取り組みを推進するため、2022年4月にESG推進部、2023年5月にサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ基本方針を定めました。推進体制のもと課題に積極的に取り組み、これからも「21世紀のグッドカンパニー」を目指し、さらに努力をしてまいります。



2024年6月28日
代表取締役会長 最高経営責任者
川田達男

サステナビリティ基本方針

セーレングループは、サステナビリティを巡る課題に積極的に取り組む姿勢を明確にするため、
「サステナビリティ基本方針」を制定しました。

セーレングループは、株主・お客様・地域社会それぞれに満足いただき、従業員には誇りを持って働ける「21世紀のグッドカンパニー」の実現を、企業経営の基本方針としております。加えて、環境経営の根幹となる「環境保護理念」を定め、「人と地球環境を保護する観点から、研究開発、生産、販売にいたるすべての工程、すべての組織で、安心・安全な企業活動を行う」旨を規定しています。これらに基づき、セーレングループが事業活動を通じて社会からの期待に応え、「持続可能な社会」と「セーレングループの持続的成長」の双方を実現していくための基本方針を、以下のとおり定めます。

1. 商品・サービス

環境変化とお客様のニーズを踏まえた、最適で質の高い商品・サービスを提供することに努めます。

品質を第一に、安全・安心・快適・満足を追求し、環境と人にやさしい製品・サービスの開発および提供により、持続可能な社会の実現のために努力します。

2. 取引先との共存共栄

取引先を尊重し、長期的な視野に立って相互信頼に基づく共存共栄の実現に取り組めます。事業活動に関わるそれぞれの国の法令およびその精神を遵守し、公正かつ自由な取引を行います。

3. 地域社会への貢献

事業活動に関わるそれぞれの地域の文化、伝統を尊重し、地域社会の発展に貢献します。

4. 地球環境の保全

人々が安心して暮らせる地球環境が事業活動の前提であるとの認識のもと、地球環境の保全と気候変動対策の取り組みを推進します。

5. 人権・職場環境

あらゆる人々の人権を理解・尊重し、事業活動に反映します。ダイバーシティ・インクルージョンを推進し、すべての従業員に対する平等な機会の提供や働きやすい職場環境を整備します。

6. 経営体制の整備

経営陣はサステナビリティ推進に積極的に取り組み、適切な事業ポートフォリオの構築、サステナビリティ推進に必要な経営資源の適切な配分、体制整備を実施します。また、全従業員への本方針の周知徹底、意識醸成のための教育を行います。

7. コンプライアンス

業務遂行のあらゆる面においてコンプライアンスが最優先されとの認識のもと、国内外の適用されうる法令、国際規範ならびに社内規程等を遵守することはもとより、社会的良識に基づいて公正・誠実に行動します。

8. ステークホルダーへの情報開示・対話

株主、投資家をはじめとする幅広いステークホルダーに対し、情報を適切・公平に開示するとともに、継続的な対話を通じて信頼関係を構築します。

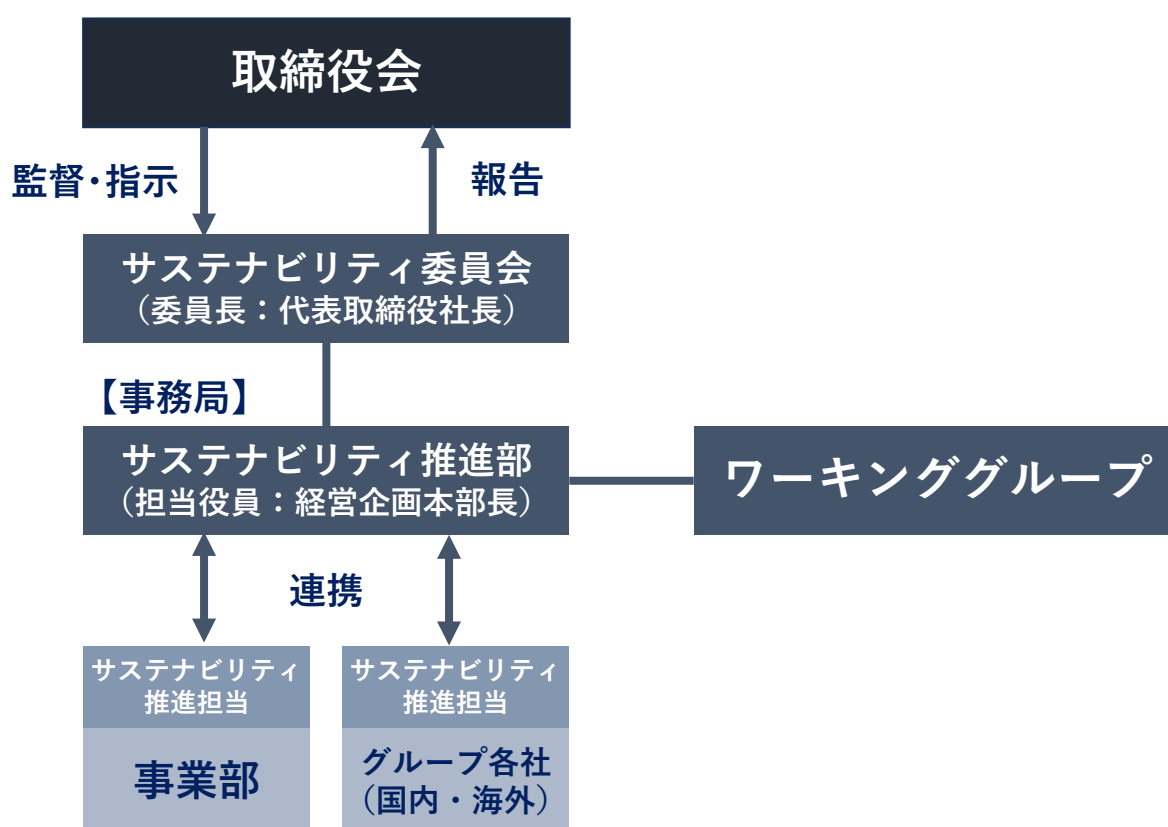
サステナビリティ推進体制

当社グループのサステナビリティ経営を推進するため、サステナビリティ委員会を設置しています。

代表取締役が委員長を務め、取締役会の監督のもと、セーレングループのサステナビリティに関連する方針の決定や全体計画の立案、進捗状況のモニタリング、達成状況の評価を行います。また、定期的に取り締役に報告を行い、取締役会はこのプロセスを監督し、必要に応じて対応の指示を行います。

サステナビリティ委員会には、取り組みテーマごとにワーキンググループを設置しています。各ワーキンググループでは、リスク及び機会を識別し、対応方針や課題について検討を行い、各事業部・グループ各社横断的に取り組みを推進します。

また、専任組織であるサステナビリティ推進部はサステナビリティ委員会の事務局を担当するとともに、各テーマの進捗管理及びサステナビリティ戦略の検討・立案を行い、サステナビリティ委員会に提言します。



セーレンのマテリアリティ

「夢で世界を変えていく」という言葉には、大きな力が宿っています。私たちセーレングループでは、「夢で世界を変えていく」というスローガンの下、「夢」を具現化し、そして共有し、その実現に向かってチャレンジすることで、変革を進めてまいりました。

私たちが描く夢、それは、株主・お客様・地域社会それぞれに満足いただき、従業員には誇りを持って働ける「21世紀のグッドカンパニー」の実現です。

豊かで住みよい地球と社会づくりのため、私たちは、優先して取り組むべき重要課題「マテリアリティ」を特定しました。

マテリアリティを経営戦略に織り込み、経営資源を重点的に投入することで、「持続可能な社会」と「持続的成長」の双方の実現に貢献します。

マテリアリティの特定プロセス

STEP1.社会・環境課題の抽出

・GRIスタンダード、SDGs、ISO26000、国連グローバルコンパクト10原則、OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスなどを参考に社会・環境課題を抽出

STEP2.社会・環境課題の検討とマテリアリティの抽出

・抽出した社会・環境課題を「社会への影響度」と「自社への影響度」の二つの側面で重要度を検討し、マテリアリティを抽出

STEP3.主な施策と指標の検討

- ・抽出したマテリアリティに関わる施策と指標を検討
- ・目標値が定められるものについては可能な限りKPIを設定

STEP4.マテリアリティの特定

・社長が委員長を務めるサステナビリティ委員会で審議、マテリアリティを特定
取締役会において承認

マテリアリティに関わる主な施策と指標

カテゴリー	マテリアリティ	取組内容	指標	目標値
地球環境の保全	1.気候変動・脱炭素	再生可能エネルギーの導入を拡大する。 徹底したロス・ムダの削減による省エネ活動に取り組む。	CO2排出量	2030年 ▲46%（2013年比） 2050年 カーボンニュートラル
	2.循環型経済・廃棄物	排出された廃棄物を可能な限り大切な資源として再生・再利用する。 商品設計を見直すことにより、よりリサイクルに適した製品を販売する。	廃棄物排出量	2030年 ▲50%（2019年比）
	3.化学物質管理	グリーン調達ガイドラインを制定し、使用する薬剤を制限する。 薬剤の代替や処理装置の導入により、環境へ排出する有害物質を可能な限り削減する。	PRTR排出量 VOC排出量	2030年 ▲98%（2000年比） 2030年 ▲98%（2000年比）
誠実なモノづくり	4.サプライチェーンの強化	QCDだけに留まらず、取引先のサステナビリティに関する活動状況を把握し、改善を要請する。	サステナビリティ調達先ガイドラインの作成 サプライチェーンの連携強化	2024年 作成完了
	5.グリーンプロダクト	SDGsの目標達成を念頭に置き、健康増進や各種環境課題解決を実現していくための新商品を開発する。	売上高	2030年 50%
新たな技術・価値の創造	6.イノベーション・新規ビジネスモデル創出	在庫レスを実現するための究極のビジネスモデルであるビスコテックス事業を中心に新たな事業モデルを創出する。	ビスコテックス売上高	2030年 150億円 (2020年比200%)
	7.生活価値創造	宇宙ビジネスや炭素繊維プリプレグ事業の拡大を図る。	売上高	2028年 42億円
	8.D X・生産性向上	データやデジタル技術を活用し、あらゆる業務内容を変革する。	検査工程無人化	2025年 国内導入完了
経営基盤の構築	9.コーポレートガバナンス	現在の社会情勢を踏まえ、透明性・効率性が高く、ステークホルダーに信頼されるガバナンス体制を構築する。	取締役会の実効性評価 女性役員比率	継続実施 2030年 30%
	10.B C P・危機管理	自然災害や感染症等に関するビジネス継続リスクの評価と、BCPへの反映等を通じた、ビジネス・レジリエンスの強化を図る。	単体主事業におけるBCPの策定 海外子会社への展開	2024年 策定完了 2025年 海外展開完了
	11.人権デュー・デリジェンス	繊維産業における責任ある企業行動実施宣言に基づき、当社の強み、弱みを理解し、課題を解決する。	繊維産業における責任ある企業行動実施宣言	遵守徹底
人材育成と働きがい	12.ダイバーシティ	女性の採用を拡大する。 女性のマネジメント研修やキャリアアップ研修を充実させる。	女性管理職比率	2030年 2024年比200%
	13.人材育成・人的資本・well-being	働き方改革による仕事の効率化や所得向上作戦を実施する。 社員満足度調査の結果を踏まえた対策を実施する。	社員満足度 ポジティブ回答率	2025年 70%
	14.健康経営	社内研修における健康教育の強化や残業ゼロの取り組みを行う。 社内のコミュニケーションの充実を図る。	残業時間 健康経営優良法人	2030年 残業時間ゼロ 継続認証

マテリアリティの特定 [materialities2026.pdf](#)

環境への取り組み

環境経営の基本方針

環境保護理念

セーレングループは、人と地球環境を保護する観点から、研究開発、生産、販売にいたるすべての工程、すべての組織で、社員はもとよりお客様に対して、安心・安全な企業活動を行います。

環境活動へのコミットメント

1. 説明責任の確立

環境政策の策定および実施に関して、明確な説明責任を果たし、透明性を確保します。

2. 環境パフォーマンスの継続的改善

エネルギー効率の向上、廃棄物削減、資源の有効活用などを通じて、環境パフォーマンスの継続的な改善を推進します。

3. 目標と目的の設定

環境への影響を低減するため、具体的な目標と目的を設定し、定期的に評価・見直しを行います。

4. 外部関係者との協議

環境政策の策定または実施にあたり、外部関係者との協議を行い、協働を促進します。

5. 従業員教育の実施

従業員が企業活動による環境への影響を理解し、適切な行動を取れるよう、研修や啓発活動を継続的に提供します。

6. 法令遵守と社会的責任

環境関連法規や規制を遵守し、社会的責任を果たします。

環境保護運動方針

・環境保全

人と地球に優しいサービスを提供し、地球環境の保全に積極的に取り組めます。

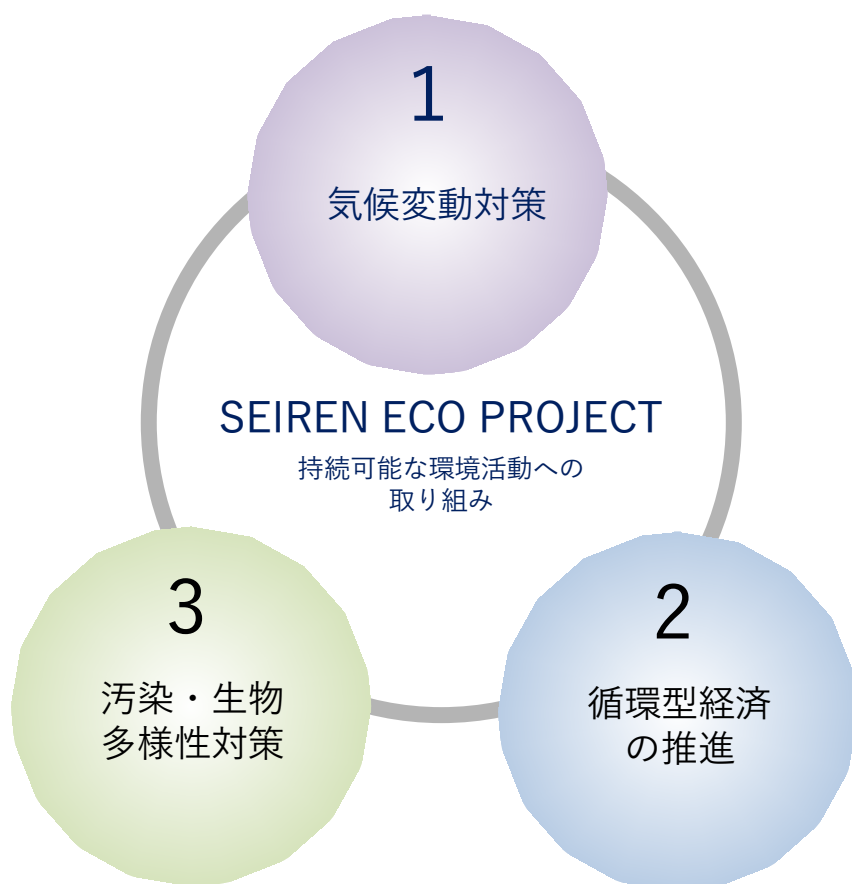
・安全と健康

人が安心して働ける職場環境を提供し、のびのび（自主性）、いきいき（責任感）、ぴちぴち（使命感）と活気あふれる風土を作ります。

・現場力強化

ロス・ムダの少ない仕事の仕組みを作り、価値創造の基盤となる現場力を強化します。

3つの環境保全活動



1.気候変動対策

カーボンニュートラルを目指した取り組み

セーレングループでは、脱炭素社会の実現を目指して、2021年6月に「Cゼロプロジェクト」を立ち上げ、全社横断的な省エネ活動の取り組みや再生可能エネルギーの導入を推進することで、CO2排出量削減に取り組んでいます。

2030年度までにScope1、2における国内CO2排出量46%削減（2013年度比）、グローバルCO2排出量23%削減（2013年度比）、2050年度までにカーボンニュートラル達成という目標を掲げています。2024年度にはグローバルでのScope3の算出を開始、今後、Scope3についての削減目標設定を進めてまいります。

再生可能エネルギー導入状況（国内）

KBセーレン北陸合繊工場太陽光発電（オンサイトPPA）



CO2 削減量

1,600

(t-CO2/ 年)

稼働開始：2024年6月

[セーレングループのKBセーレン北陸合繊工場における太陽光発電オンサイトPPAの導入について | 新着情報 | セーレン株式会社](#)

セーレンTPF事業所太陽光発電（オンサイトPPA）



CO2 削減量

1,262

(t-CO2/ 年)

稼働開始：2022年3月

[TPF事業所に北陸最大級の太陽光発電設備導入～再生可能エネルギーの導入によりCO2排出量を削減～ | 新着情報 | セーレン株式会社](#)

セーレン二日市事業所バイオマスボイラー



CO2 削減量

4,400

(t-CO2/ 年)

稼働開始：2024年3月

セーレン二日市事業所にバイオマスボイラーを新設。～再生可能エネルギーへの転換によりCO₂排出量を削減～ | 新着情報 | セーレン株式会社

セーレン勝山事業所バイオマスボイラー



CO2 削減量

8,200

(t-CO2/ 年)

稼働開始：2016年10月

カーボンニュートラルを目指した取り組み [carbonneutral_initiatives2026.pdf](https://www.seren.co.jp/carbonneutral_initiatives2026.pdf)

TCFDの提言に沿った情報開示

セーレングループでは、TCFD提言に基づき、気候変動がもたらす「リスク」と「機会」を明確にいたしました。

抽出したリスクおよび機会について、シナリオ分析等に基づき継続的な見直しを行うとともに、損益・資金計画に与える影響について検討を進め、経営戦略にどのように反映されているかを説明することで、当社グループの戦略のレジリエンスを示してまいります。

TCFDの提言に沿った情報開示 [tdfc2026.pdf](https://www.seren.co.jp/tdfc2026.pdf)

2.循環型経済の推進

サーキュラーエコノミーを目指した取り組み

セーレングループでは、排出された廃棄物を可能な限り大切な資源として再生・再利用することによるリサイクルの推進に努めてまいります。

また当社製品の商品設計を見直すことにより、よりリサイクルに適した製品を開発・販売していくことで、サーキュラーエコノミーの実現を目指します。

廃棄物のリサイクル（国内）

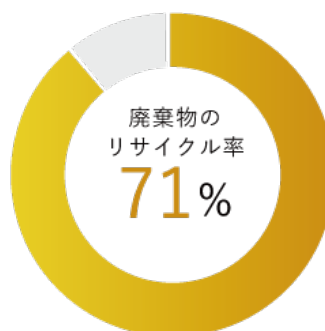
セーレン新田事業所有機溶剤回収装置



稼働開始：1999年11月

廃棄物の主なリサイクル推進の取り組み

- ・廃樹脂からの有機溶剤リサイクル
- ・廃液、廃プラからの希少金属回収による有価物化
- ・廃プラ、廃ビニールの分別による有価物化
- ・廃プラの固形燃料化
- ・金属廃棄物の分別による有価物化



製品リサイクルの取り組み

モノマテリアル化製品開発

- ・オールPET車両用シート材
- ・オールPETエアバッグ基布



～Japan Mobility Show 2025 Startup Future Factory～へ
福井大学との共同出展（2025年11月7～9日）

アップサイクル製品

- ・QUOLE アップサイクル商品
合成皮革QUOLEの端材を有効利用した
ゴルフバッグ・ヘッドカバー・ゴルフシューズ
・トートバッグ 他



- ・コモエース化粧品
絹の精練加工後の精練液より回収したセリシンを
配合した化粧品 他



comoece

3.汚染生物多様性対策

多くの規制により化学物質の管理が求められている中で、セーレングループでは、「グリーン調達ガイドライン」及び独自の制限物質リスト（RSL）を作成して、使用する薬剤等の化学物質の含有管理を行うことで、従業員の安全だけでなく、お客様からの要求に応えられる体制を構築することで、最終消費者の健康・安全を考慮した製品の提供を行っています。

また、有害物質の環境中への排出を削減することで、環境負荷の低減による汚染・生物多様性対策に取り組んでいます。

社内教育として、定期的に研修を実施し、化学物質の安全・環境リスクに対する知識の習得を図るとともに、現場での実践的な指導を継続して行うことで、持続可能な事業活動と社会的信頼の確保を目指します。

大気中へのVOC排出抑制設備の導入

セーレン二日市事業所ロータリー式蓄熱燃焼脱臭装置



稼働開始：2006年1月

セーレン新田事業所触媒式脱臭装置



稼働開始：2018年8月

有害物質削減の具体的な取り組み

1.PRTR対象物質、揮発性有機溶剤（VOC）の排出量削減

ノニルフェノールエトキシレート（NPEOs）を始めとする対象物質を含有する薬剤の代替、N,N-ジメチルホルムアミド（DMF）回収装置やVOC処理装置の導入により、対策を開始した2000年と比較して、PRTR対象物質については97%、VOCについては98%の排出量削減に繋がっています。

2.ハロゲン含有難燃剤の廃絶

法規制に先駆けて、難分解性のハロゲン含有難燃剤の廃絶に取り組み、2012年にはヘキサブロモシクロドデカン（HBCD）の使用廃絶、2018年にはデカブロモジフェニルエーテル（DeBDE）の使用廃絶に至りました。

3.パーフルオロ化合物（PFAS）の廃絶

PFASの使用廃絶に取り組んでおり、2015年にはC8撥水剤の使用廃絶に至りました。現在、2026年度末を目標としてC6撥水剤の使用廃絶に向けた取り組みを進めております。

グリーン調達ガイドライン

地球環境保全を推進していくにあたって、お取引様のご協力なくしては成り立ちません。セーレングループでは、グリーン調達ガイドラインに則った調達を行うことで、環境に配慮したものづくりを行っています。

01 新たに薬剤等(助剤や染料など)を採用する場合は、SDS、仕様書、セーレン制限物質報告書を必ず入手し、法令の遵守、客先要求の遵守の徹底を図る

- ▶ 染料又は顔料を採用する場合は、顔料採用に当たってはエコテックス®スタンダード100に関するサプライヤーの見解書を必ず入手する
- ▶ 労働安全衛生法で定める通知対象物質を含有する薬剤等を採用する場合は、リスクアセスメントを実施し、リスクアセスメント実施レポートを採用工場へ提出する
 - * 通知対象物質を含有する薬剤等の一覧表を年一回（3月）更新し、採用工場へ配信する
- ▶ 薬剤等が、セーレングループが定める制限物質を含有する場合は、含有量、用途、使用方法より採用の可否を判断し、採用可能な場合は、その理由を明確にしたコメントを採用工場へ提出する
 - * 制限物質：
 - ・ 条約、法令などにより製品への含有が禁止される物質、又は含有濃度の上限が定められている物質
 - ・ 安全衛生、環境などへの影響を考慮し、セーレングループが自主的に使用を制限する物質
 - * 管理物質：
 - ・ 安全衛生、環境などへの影響を考慮し、セーレングループが自主的に使用状況を把握する物質
 - * 制限物質を含有する薬剤等の一覧表を年二回（6月、12月）更新し、採用工場へ配信する
- ▶ 薬剤等が紛争鉱物を含有する場合は、CMRT（Conflict Minerals Reporting Template）を入手し、武装勢力の資金源となっていないこと、人権侵害を引き起こしていないことを確認した上で採用を決定する
 - * 紛争鉱物（3TG）：タンタル（Tantalum）、スズ（Tin）、タングステン（Tungsten）及び金（Gold）
 - * 紛争鉱物を含有する薬剤等に係るCMRTを年1回（6月にサプライヤーに調査を要請し、7月に回収する）更新し、採用工場へ配信する
- ▶ 薬剤等が拡張鉱物を含有する場合は、EMRT（Extended Minerals Reporting Template）を入手し、武装勢力の資金源となっていないこと、人権侵害を引き起こしていないことを確認した上で採用を決定する
 - * 拡張鉱物: コバルト（Cobalt）、マイカ（Mica）、銅（Copper）、グラファイト（天然）（Graphite (natural)）、リチウム（Lithium）、ニッケル（Nickel）
 - * 紛争鉱物を含有する薬剤等に係るCMRTを年1回（6月にサプライヤーに調査を要請し、7月に回収する）更新し、採用工場へ配信する

- ▶ 薬剤等がイソシアネートを含有する場合は、特定芳香族アミンの生成の可能性がないことを確認した上で採用を決定する
- ▶ 薬剤等が重金属を含有する場合は、溶出の可能性がないことを確認した上で採用を決定する

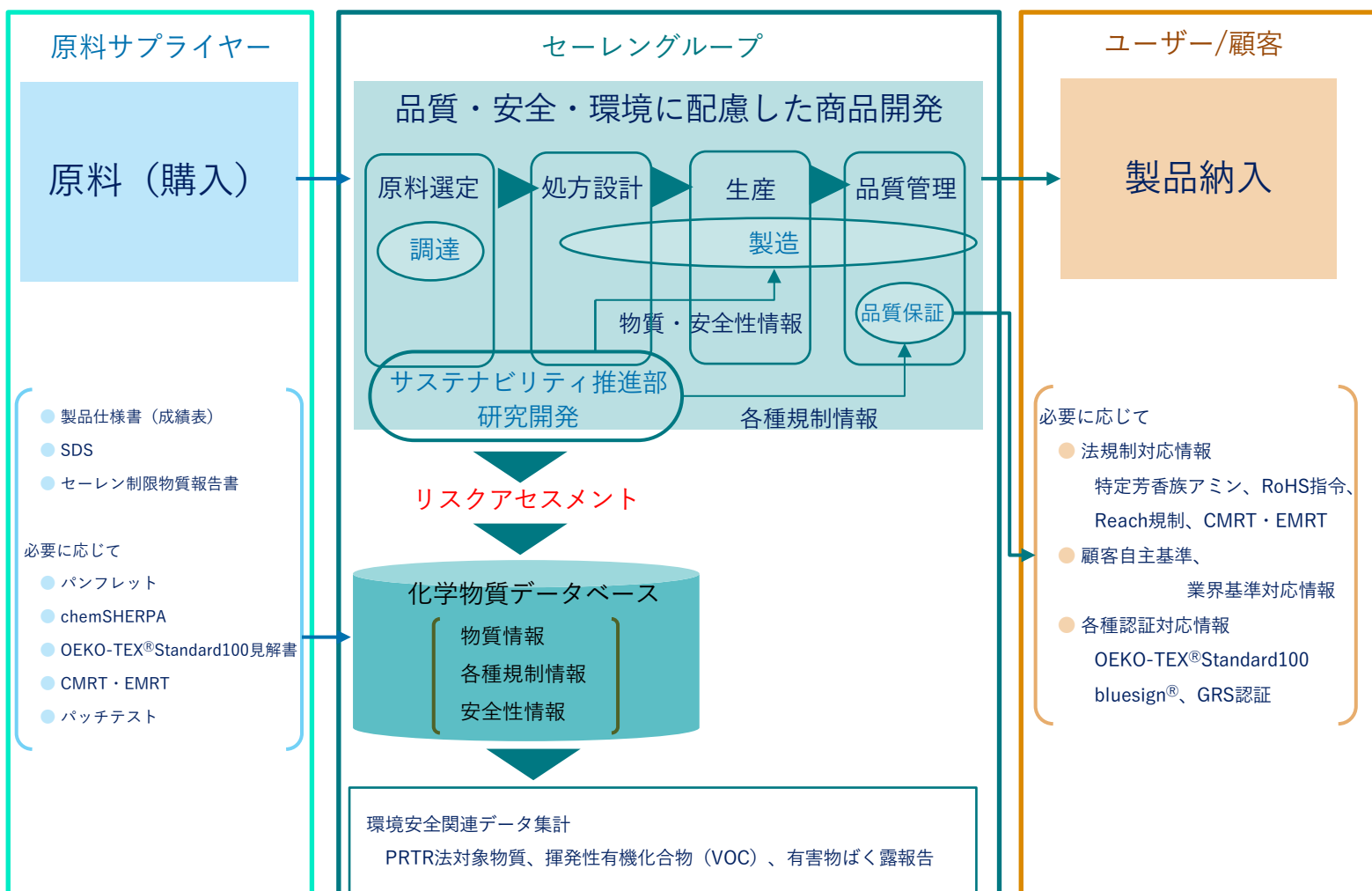
02 セーレン制限物質リストに記載のない化学物質の含有調査に対しては、随時、サプライヤーより速やかに情報を収集して対応する

03 法改正、客先要求事項の改正に対しては、セーレン制限物質リストを定期的に更新し、採用している全ての薬剤等の情報を収集して対応する

制定日: 2019年10月2日
改定日: 2025年6月16日

セーレン化学物質総合管理システム

改定日: 2026年2月28日



Seiren Restricted Substances List

セーレン制限物質リスト (2025年6月改訂版)

2025年6月24日

Group No.	Substance Group	物質群名	Reference URL
SG01	Aldehydes	アルデヒド	
SG02	Alkylphenols (APs) and alkylphenoethoxylates (APEOs)	アルキルフェノール(APs)及びアルキルフェノールエトキシレート(APEOs)	
SG03	Amines	アミン	
SG04	Arylamines	芳香族アミン	
SG05	Asbestos	アスベスト	
SG06	Azo compounds which form certain aromatic amines	特定芳香族アミンを生成するアゾ化合物	
SG07	Biocides	バイオサイド	
SG08	Bisphenols	ビスフェノール	
SG09	Chlorinated benzenes and chlorinated toluenes	塩素化ベンゼン及び塩素化トルエン	
SG10	Chlorinated phenols	塩素化フェノール	
SG11	Colorants	色素	
SG12	Dioxins and dioxin-like compounds	ダイオキシン類及びダイオキシン様化合物	
SG13	Enzymes	酵素	
SG14	Flame retardants	難燃剤	
SG15	Fluorinated greenhouse gases	フッ素系温室効果ガス	
SG16	Glycols	グリコール	
SG17	Halogenated biphenyls, halogenated terphenyls, halogenated naphthalenes and halogenated diarylalkanes	ハロゲン化ビフェニル、ハロゲン化ターフェニル、ハロゲン化ナフタレン及びハロゲン化ジアリールアルカン	
SG18	Halogenated compounds not elsewhere classified	他に分類されないハロゲン化合物	
SG19	Isocyanates	イソシアネート	
SG20	Metals	金属	
SG21	Monomers	モノマー	
SG22	Nitro polycyclic aromatic hydrocarbons (NPAHs)	ニトロ多環芳香族炭化水素(NPAHs)	
SG23	Nitrosoamines	ニトロソアミン	
SG24	Organophosphorus compounds not elsewhere classified	他に分類されない有機リン化合物	
SG25	Organotin compounds	有機スズ化合物	
SG26	Other chemical substances	他の化学物質	
SG27	Ozone depleting substances	オゾン層破壊物質	
SG28	Per- and polyfluoroalkyl Substances (PFASs)	パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物(PFASs)	
SG29	Pesticides	農薬	
SG30	Phthalates	フタル酸エステル	
SG31	Polycyclic aromatic hydrocarbons (PAHs)	多環芳香族炭化水素(PAHs)	
SG32	Polymers	ポリマー	
SG33	Solvents and volatile organic compounds	溶剤及び揮発性有機化合物	
SG34	UV Stabilizers	紫外線吸収剤	
RG01	Chemical Substances Control Law (Japan) : Class I specified chemical substances	化審法: 第1種特定化学物質	
RG02	Chemical Substances Control Law (Japan) : Monitoring chemical substances	化審法: 監視化学物質	
RG03	Industrial Safety and Health Act (Japan) : Prohibited harmful substances	労働安全衛生法: 製造禁止物質	
RG04	PRTR-SDS Law (Japan) : Class I designated chemical substances	PRTR法: 第1種指定化学物質	
RG05	PRTR-SDS Law (Japan) : Class II designated chemical substances	PRTR法: 第2種指定化学物質	
RG06	REACH SVHC	REACH SVHC	https://echa.europa.eu/candidate-list-table
RG07	REACH ANNEX XVII	REACH ANNEX XVII	https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach
			https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02006R1907-20250422
RG08	California Proposition 65	California Proposition 65	https://oehha.ca.gov/proposition-65/proposition-65-list/
RG09	GADSL	GADSL	https://www.gadsl.org/

環境認証取得状況

ISO14001

国際標準化機構（ISO）による環境マネジメントシステム（EMS）に関する国際規格であり、企業や組織が環境への影響を管理し、持続可能な活動を行うための仕組みを構築するための指針を示しています。

セーレン株式会社 車両資材事業部
KBセーレン株式会社 北陸合繊工場
KBセーレン株式会社 長浜工場
NBセーレン株式会社

Seiren North America, LLC.（アメリカ）
Seiren Suzhou Co., Ltd.（中国・蘇州）
Seiren Hebei Cp.,Ltd.（中国・河北）
Saha Seiren Co., Ltd. SRIRACHA工場（タイ）
Saha Seiren Co., Ltd. KABINBURIエアバッグ工場（タイ）
Seiren Produtos Automotivos Ltda.（ブラジル）
SEIREN INDIA PRIVATE LIMITED（インド）
SEIREN Hungary Kft.（ハンガリー）

[SCCertificateRebrandA4Portrait](#)

bluesign®system partner認証取得

繊維産業のサプライチェーンに関わるブランド／化学薬品サプライヤー／製造工場などが、環境・人の安全、資源効率への取組みを団結して推進するための枠組みに参加する認定制度です。スイス発祥の第三者認証機関 bluesign technologies が運営する国際的な持続可能性プログラムで、繊維や化学品の製造過程を包括的に見直す仕組みです。

セーレン株式会社 新田事業所（新田第一工場/新田第二工場/新田第五工場）

[Bluesign_System Partner Certificate template_CMYK.indd](#)

OEKO-TEX®STANDARD 100認証取得

世界的に認知されている繊維製品の安全認証規格です。衣類や寝具などの繊維製品に含まれる有害化学物質の有無を検査し、基準を満たした製品にラベルを付与します。

セーレン株式会社 勝山工場/新田第一工場/新田第二工場/新田第五工場/TPF工場
KBセーレン株式会社
ゲンセン株式会社

[certificate_oeco-tex.pdf](#)

RCS認証取得

繊維・製品に含まれる再生材料の量と流通経路の透明性を第三者が検証する国際認証規格です。Textile Exchange（テキスタイルエクスチェンジ）により運営され、リサイクル素材を5%以上含む製品に適用されます。

セーレン株式会社 東京本社/大阪支社/新田事業所/TPF工場/勝山工場
KBセーレン株式会社 大阪本社/北陸合繊工場/長浜工場
セーレン・DTY株式会社

[scope_certificate.pdf](#)

2026年6月30日現在

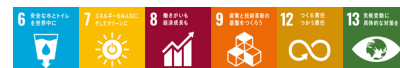
SDGsに対する当社グループの考え方

SDGsとは、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略称で、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。世界を取り巻く社会問題や環境問題が複雑化の一途を辿っている中、SDGsで掲げられた17の目標達成に向けて、企業の果たす役割は年々高まっています。セーレングループも、国際社会の一員として、本業を通じたSDGsに対する取り組みの重要性を認識しています。

私たちは、人と環境に優しい製品・サービスの提供や企業活動全体を通じて、地球環境の保全と持続可能な社会の実現を目指していきます。

製品・サービスを通じたSDGsへの取り組み

ビスコテックス



近年、衣料の過剰在庫や大量廃棄が問題視されるに伴い、衣服の廃棄ロス削減がアパレル業界の重要課題と位置づけられるようになりました。セーレングループは、ビスコテックスシステムを通じて、「ほしいものを・ほしいときに・ほしいだけ」の服作りを提案することで、アパレル業界の皆様のサステナブルな服作りに貢献しています。

クオーレ®



セーレンの1世紀を超える素材技術開発力によって生み出された、本革を超える新素材。本革との比較で約1/2の軽量、耐用年数10年以上、製造工程での環境負荷を低減。クルエルティフリー（動物を傷つけない）レザー。

環境負荷軽減



企業活動としてCO₂削減に取り組むことはもちろんのこと、製品をご利用いただくお客様の環境負荷軽減に寄与することが重要だと考えています。

セーレングループは、お客さまの環境配慮に貢献する製品を展開しています。

ラミテクト®プレミアムサーモ	特殊耐久アルミ配合フィルムにより、長期にわたり日射熱カット性能を持続し、冷暖房削減を実現する住宅壁下地シート。
ルーフラミテクト®Z	特殊ポリマー止水技術により、アスファルト不使用（軽量）でありながら、高い釘穴シール性を有する住宅屋根下地シート。
QUOLE MODURE®	夏熱くならず、冬冷たくなならないシート／ハンドル素材。車内体感温度を2～4℃下げ、エアコン稼動を10%ダウン。



都市と人間の居住地を持続可能に



持続可能な社会の実現のためには、環境に悪影響のある物質の使用を可能な限り低減することも重要だと考えます。

セーレングループは、環境負荷の低減に貢献する製品を通じて、環境汚染・生物多様性対策に貢献します。

グラスガード®	除草剤を使うことなく、長期にわたり防草性能を維持することが可能な、日射遮蔽性高密度繊維シート。
ポールレン®	環境への影響が懸念されているパーフルオロオクタン酸（PFOA）を完全に排除した耐久撥水素材。
バーレル®グリーン	アウトドア、スキー、ボードウエア向け透湿防水素材。天然由来のコーティング剤の使用により廃棄時のCO2排出量を30～50%削減。



水資源利用



世界的には人口増加や都市化が進行する一方で、未だ安全な水を利用できない人や地域が数多く存在します。セーレングループは、持続可能な水資源利用の実現に貢献します。

ファイバーウィード®	微生物排水処理において、微生物を多量に坦持し、その浄化効率を飛躍的に高めるためのひも状繊維体。
逆浸透膜スパーサー	世界的な淡水プラントの建設に採用された浄水膜。



健康配慮



健康や福祉の充実は、すべての人々が安心して毎日を過ごし幸福を追求するにあたっての土台になると考えます。

セーレングループは、皆様の快適な生活を支える製品を展開しています。

BYERUS®(バイラス)	付着したウイルスを99%以上不活性化させる当社独自の複合抗ウイルス技術。
プラット®	軽量柔軟でありながら、家電、スマホ、電気自動車等から発生する、人体に有害な電磁波を99.9%以上カットする、繊維／金属複合素材。
フレッシュル®	保湿性を高め、人肌をやさしく保つ快適素材。インナー、スポーツ、スキンケア用ウエア。
イノドールクイック®	広島大学病院 大毛宏喜教授との共同開発による介護、医療、資材向け即効性消臭素材。

社会への取り組み

社会への取り組み

セーレングループは、「株主・お客様・社員・地域社会」から高い信頼を得られる企業経営の遂行を基本方針としています。

豊かで住みよい地球と社会づくりのために、「社会活動理念」のもと、グループ全体として社会活動に取り組み、未来のためにできることを実践します。

社会活動理念

企業活動に必要な国内外の関係法令・社会規範およびその精神を遵守し、社会より信頼される企業を目指します。

すべての人々の人権を尊重し、強制労働・児童労働を認めず、人権侵害に加担しません。

国際社会の一員であることを自覚し、地域の経済発展に寄与するとともに社会との調和ある成長を目指します。

「のびのび」「いきいき」「ぴちぴち」と社員のゆとり・心の豊かさを実現するため、労使相互信頼・相互責任を基本に、安全で働きやすい職場環境作りを目指します。

人権の尊重

人権に配慮した企業活動

セーレングループでは、「セーレングループ人権方針」を制定し、国内外の関係法令や社会規範を遵守するのはもちろんのこと、基本的人権に配慮した形での企業活動に取り組むとともに、グローバル社会の一員として、いかなる理由でも差別を行わず、強制労働や児童労働といった非人道的な行為を禁止しています。

人権意識の浸透

セーレングループでは、従業員に「社員ハンドブック」を配布し、基本的人権と多様性の尊重、ハラスメントの禁止を啓発しています。今後も継続的な教育活動を通じて、社内の人権意識の醸成に取り組んでいきます。

サプライチェーンにおける人権の尊重

当社は、政府の作成した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等の趣旨を理解し、お取引先様にご協力も得て、これらのガイドラインに沿った責任ある行動を実践します。

[責任ある企業行動実施宣言 | セーレン株式会社](#)

セーレングループ人権方針

セーレングループでは、人権の尊重は企業として果たすべき重要な社会的責任と考えており、事業活動の全てにおいて人権を尊重する責任を果たす目的を達成するため、「セーレングループ人権方針」をここに定めます。

1.人権の尊重へのコミットメント

セーレングループは、世界中でさまざまなビジネスを展開する中で、多様な人権課題と対峙しています。人権の尊重に取り組むことは、当社グループの事業活動を持続可能なものとするに直結すると考えています。グローバル社会の一員として、国内外の関係法令や社会規範を遵守するのはもちろんのこと、基本的人権に配慮した形での企業活動に取り組んでまいります。

2.適用範囲

本方針は、セーレングループのすべての役員・従業員に適用します。また、セーレングループの事業・製品・サービスに関係するすべての取引先関係者の皆様にも、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

3.人権デュー・デリジェンス

セーレングループは、人権尊重の責任を果たすため、人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。

4.教育・研修

本方針が社内外に浸透するよう、セーレングループの役員・社員に適切な教育および能力開発を行うとともに、仕入先、販売店をはじめとした取引先の皆様への理解活動に努めます。

5.是正・救済

セーレングループは、当社グループの企業活動が、人権に対する負の影響を引き起こしている、あるいは間接的に加担していることが判明した場合、関係者と対話し、適切な手段・手続きを通じて、その是正と救済に取り組みます。

6.情報開示・対話

セーレングループは、当社グループの人権尊重の取り組みについて、進捗状況と結果をウェブサイトなどで開示し、その内容についてステークホルダーと対話します。

7.事業活動に関わる人権課題

セーレングループでは、当社グループの直接の事業活動及びバリューチェーンに関わるステークホルダーの主な人権課題として以下の項目を認識し、その課題の解決に取り組んでまいります。

(1)強制労働の禁止

- ・全ての労働は自発的であること、及び、従業員が自由に離職できることを確実に保証する。
- ・暴力、脅迫、債務等によるあらゆる強制労働や、人身取引を含むいかなる形態の現代奴隷も認めない。

(2)結社の自由の担保

- ・従業員の権利を行使・実現する手段として、結社の自由や団体交渉権を認める。
- ・組合活動への過度な干渉や組合活動を理由とした差別や不利益な扱いは行わない。

(3)差別の禁止、多様性の尊重・受容

- ・あらゆる雇用の場面（応募、採用、昇進、報酬、教育を受ける権利、業務付与、賃金、福利厚生、懲罰、解雇、退職等）において、性別、年齢、国籍、人種、民族、信条、宗教、性的指向、性自認、障がい、配偶者や子の有無等を含むいかなる理由の差別も行わない。
- ・従業員に対して、宗教的慣習や障がいに対する合理的な便宜を図る。
- ・ダイバーシティ&インクルージョンを重要な経営基盤の一つとして位置づけ、取り組みを推進する。

(4)児童労働の禁止

- ・子どもから教育機会を奪い、その発達を阻害するような早い年齢から仕事をさせる児童労働を認めない。
- ・就労可能年齢は、15歳、各国該当法令等による就労最低年齢または義務教育終了年齢のいずれか最高のものであるとする。
- ・18歳未満の従業員を危険有害業務に就かせない。
- ・職業訓練や見習については、各国該当法令等が認めている範囲のみで就労可能とする。
- ・児童労働が発覚した場合は、ただちに雇用を終了し、所管の行政、労働監督機関に通報し、善後策を協議・検討する。

(5)ハラスメントの防止

- ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、同調圧力等あらゆる形態のハラスメントや、個人の尊厳を傷つける行為を認めない。
- ・業績を妨げたり尊厳を傷つける、または脅迫的、敵対的もしくは不快な就業環境を生み出すような、従業員に対して行われる言語、視覚、身体による行為はハラスメントとみなされる。
- ・いかなるハラスメントの苦情に対しても、直ちに報告や調査を行う。
- ・従業員が、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、ハラスメントのいかなる事例も報告できるようにする。

(6)外国人労働者の権利の保障

- ・雇用の条件として、パスポート、公的な身分証明書または労働許可証の引渡しを従業員に要求しない。
- ・採用手数料など、国際規範上で不当とみなされる費用を本人に負担させない。
- ・外国人労働者の出身国の文化に関する理解の促進を図り、人種・国籍や立場に関係なくお互いが尊重できる職場環境の整備に努める。
- ・会社が提供した施設（該当する場合、労働者の寮や住居）への出入りに不合理な制約を与えたり、施設内における労働者の移動の自由に不合理な制約を課したりしない。

(7)安全・健康な労働環境の整備

- ・誰もが安心して働けるよう、職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努める。
- ・職場での健康増進活動や疾病予防の為に指導などを通じて、従業員の健康づくりを支援する。

(8)賃金の保障

- ・生活賃金の概念を尊重し、関連する労働法令および最低賃金を遵守するとともに、地域の生活費水準や業界慣行を考慮し、公正かつ適切な賃金の支払いに努める。
- ・超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国該当法令等を遵守して従業員に給与を支払う。
- ・賃金水準については定期的に見直しを行い、従業員の生活の安定と持続可能な事業運営の両立を目指す。
- ・給与その他給付、福利厚生及び控除は、各国該当法令等を遵守して適時明確に従業員に明細を伝える。

(9)働きやすい環境の整備

- ・従業員の労働時間（超過勤務を含む）を規定する各国該当法令等に従う。
- ・仕事を通じ、従業員とその家族の豊かな生活の実現を目指す。
- ・結婚、出産など人生の大切なステージにおいても、従業員が仕事と家庭を両立できる環境づくりを目指す。
- ・働き方改革を推進し、デジタル化やシステム化による業務の効率化を進める。

2025年9月1日

セーレン株式会社

代表取締役会長 最高経営責任者 川田 達男

労働安全衛生・防災

安全衛生活動

毎月実施している安全パトロールを通して、職場に潜在する危険(不安全状態)や作業に潜在する危険(不安全行動)を発見し、対策を行っています。

各事業所において、労使で構成する安全衛生委員会を月に一度開催し、各職場のリスクアセスメント状況を含む、職場における従業員の安全衛生および健康に関する事項を協議しています。さらに、各事業所で定期的に安全教育を実施し、社員の安全意識の向上を図り、労働災害「ゼロ」の安全・安心な職場づくりを推進しています。

交通安全活動

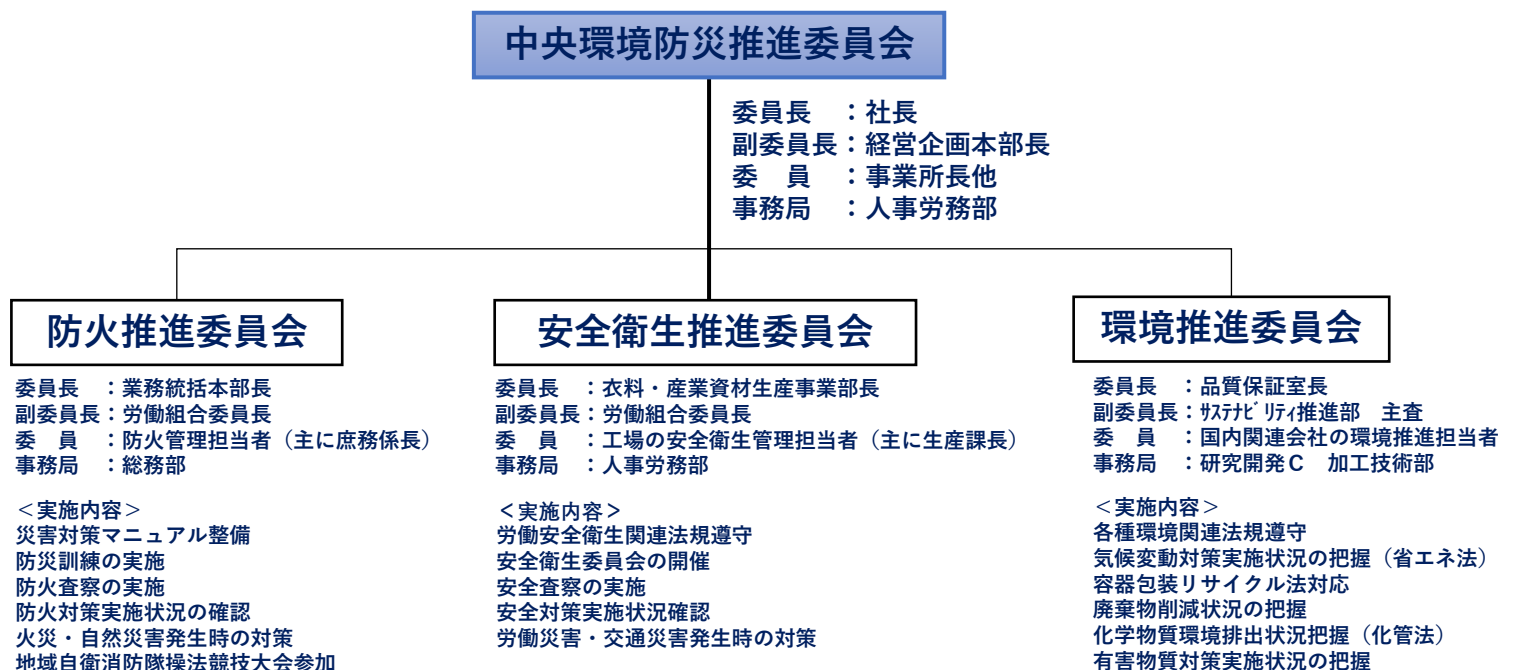
業務中の交通労働災害はもとより、自家用車での通勤災害の撲滅を図るため、定期的に社外講師を招き、交通安全講習会を行っています。

また、事業所付近の交通事故が発生しやすい場所の情報を共有し、交通事故を未然に防ぐ取り組みを行っています。

保安防災活動

定期的な防災訓練や設備点検を実施し、災害時の迅速な対応体制を整備しています。防災マニュアルの整備と社員教育を徹底し、地域との連携を強化することで、事故防止と事業継続を確保します。

安全・防災・環境に関する当社グループ体制



安全防火査察の実施状況（2025年度）

対象部署	夏季安全防火査察実施日	秋季安全防火査察実施日
本社事業所		
本社ビル	7/24（木）午後	
ラミテクト工場		
セーレンコスモ		
新田事業所		
第一工場	7/15（火）午前	10/8（水）午後
第二工場	7/15（火）午後	10/14（火）午前
第五工場	7/16（水）午後	
プラット工場	7/18（金）午後	10/9（木）午前
合皮開発部		9/25（木）午後
機能商品生産課	7/18（金）午前	9/25（木）午後
セーレンKP		10/14（火）午後
二日市事業所		
二日市工場	7/7（月）午後	10/24（金）午前
ヌレイン工場	7/8（火）午後	
エアバック事業部		
セーレンKP	7/9（水）午後	10/24（金）午前
セーレン商事		
TPF事業所		
TPF工場	7/29（火）午前	9/16（火）午前
SVセンター		
研開センター	7/29（火）午後	10/22（水）午後
LNセンター		
FMセンター	7/30（水）午後	
セーレンKP		
セーレン電子		
セーレン商事		
勝山事業所	7/14（月）午前	9/11（木）午前
鯖江事業所	7/23（水）午前	10/10（金）午前
KBセーレン北陸合織工場	7/23（水）午後	9/22（月）午前
勝見事業所	7/22（火）午後	
KBセーレンDTY	7/10（木）午後	9/17（水）午前
セーレンKST		
セーレンアルマ	7/31（木）午後	
流通センター（あわら）		

防災訓練実施状況



12月10日：避難誘導訓練の様子（新田事業所）

全事業所、全子会社で避難誘導、通報、消火器・消火栓訓練やAED講習会等を実施することで、継続的に防火・防災の備え、意識向上を行っている。

地域自衛消防隊操法競技大会参加

日程	地区	参加事業所
9月27日	福井地区	本社事業所 新田事業所 二日市事業所
10月4日 (雨天中止)	勝山地区	勝山事業所
10月8日	嶺北地区	TPF事業所



9月27日：競技大会の様子

災害など発生実績

	2022年	2023年	2024年	2025年	目標
死亡者数	0	0	0	0	0人
重大災害※数	8	9	10	7	0件
労働災害休業度数率	—	0.69	1.21	0.93	0.70以下
火災・爆発件数	3	6	4	5	0件
流出事故件数	0	0	0	0	0件

※ 休業4日以上 の災害を対象

安全対策の強化

近年、労働災害は増加傾向にあり、従来と同様の取り組みでは十分な抑制が図れていない状況にある。このような状況を踏まえ、下記対策を徹底することにより、災害の未然防止と根本原因の排除を図る必要がある。今後は、全社員が安全を自分事として捉え、実践することで、安全意識の底上げと災害ゼロの職場づくりを強力に推進していく。

- ・ 自工場内の安全パトロールと安全査察の強化
- ・ リスクアセスメントの強化（根本原因対策）
- ・ 社員からのヒヤリハット報告の質の向上と対策
- ・ 5S・職場環境整備の徹底
- ・ 設備安全（老朽設備・安全装置）の強化
- ・ 管理職の安全マネジメント強化
- ・ 安全教育の強化（新人・未経験者への重点教育）

品質保証

品質に対する理念

世界中のお客さまに信頼され、選ばれるサプライヤーを目指し、培ってきたモノづくりの強みを生かして、モノづくりのあらゆる段階で地球環境への配慮と、品質向上に向けた活動を行い、お客様の満足度向上に努めています。

お客さまの視点に立ち、お客さまの期待を超える、世界トップレベルの製品品質を提供することが、私たちの使命です。

品質に対する取り組み

全世界に通用する品質保証システムを構築し、お客様に高品質な製品を継続的にお届けするために、セーレングループ全体ではISO9001の認証取得に取り組んでいます。

更に高い品質を要求される車両資材用途では、自動車産業の国際的な品質マネジメントシステムであるIATF16949や、物性測定の信頼性を担保するISO/IEC17025の認証取得も行っています。

また、近年、製品中の化学物質含有に関する管理が強く求められていることから、薬剤の調達段階からの管理を徹底し、すべてのお客様の要求に応えとともに、衣料用途を中心に

OEKO-TEX®Standard 100やbluesign®などの認証を取得することで製品安全の担保にも積極的に取り組んでいます。

品質認証取得状況

ISO9001

国際標準化機構（ISO）による品質マネジメントシステム（QMS）に関する国際規格であり、企業や組織が「顧客満足の向上」と「継続的改善」を目的に、製品やサービスの品質を安定的に提供するための仕組みを定めています。

セーレン株式会社 車両資材事業
KBセーレン株式会社 長浜工場
KBセーレン株式会社 北陸合繊工場／研究開発センター
セーレンケーピー株式会社
NBセーレン株式会社

Saha Seiren Co., Ltd. SRIRACHA工場（タイ）
Saha Seiren Co., Ltd. KABINBURIエアバッグ工場（タイ）
PT.Seiren INDONESIA（インドネシア）
SEIREN Hungary Kft.（ハンガリー）

[SCCertificateRebrandA4Portrait](#)

IATF16949

自動車産業向けの国際品質マネジメントシステム規格であり、ISO 9001を基盤にしつつ、自動車業界特有の製造・設計、試験、納入工程における品質要求を追加・拡充しています。

Seiren North America, LLC. (アメリカ)
 Seiren Suzhou Co., Ltd. (中国・蘇州)
 Seiren Hebei Co., Ltd.(中国・河北)
 Seiren Guangdong Co., Ltd. (中国・広州)
 Saha Seiren Co., Ltd. SRIRACHA工場 (タイ)
 Saha Seiren Co., Ltd. KABINBURIエアバッグ工場 (タイ)
 Seiren Produtos Automotivos Ltda. (ブラジル)
 Seiren India Private Limited. (インド)
 Seiren Viscotec Mexico S.A. de C.V.(メキシコ)
 SEIREN Hungary Kft. (ハンガリー)

ISO/IEC 17025

試験所および校正機関の能力に関する国際規格です。主に試験や校正を行う組織が、技術的能力と品質マネジメントの両面で国際的に認められるための要件を定めています。

Seiren North America, LLC. (アメリカ)

J[∞]QUALITY

日本の繊維・縫製業界が推進する認証制度で、「日本製の高品質な縫製品」**を証明するためのブランドです。

染色・整理
 セーレン株式会社 新田第五工場

2026年6月30日現在

調達活動

調達におけるサステナビリティ

セーレングループでは、「セーレン調達先サステナビリティガイドライン」を定め、公正公平な調達活動を展開するとともに、お取引先さまとの相互信頼と連携に基づき、気候変動対策や人権課題の対応に取り組んでいます。

グリーン調達

多くの規制により化学物質の使用が制限されている中で、セーレングループでは、「グリーン調達ガイドライン」を制定し、使用する薬剤等に含まれる化学物質を管理することで、従業員の安全だけでなく、お客様からの要求に応えられる体制を構築しています。

また、環境負荷物質の環境中への排出を削減することで、環境負荷の低減による汚染・生物多様性対策に取り組んでいます。

セーレン調達先サステナビリティガイドライン

2024年6月30日
セーレン株式会社
管理本部調達部

セーレングループは、株主・お客様・地域社会それぞれに満足いただき、従業員には誇りを持って働ける「21世紀のグッドカンパニー」の実現を、企業経営の基本方針としています。加えて、環境経営の根幹となる「環境保護理念」を定め、「人と地球環境を保護する観点から、研究開発、生産、販売にいたるすべての工程、すべての組織で、社員はもとよりお客様に対して、安心・安全な企業活動を行う」旨を規定しています。これらに基づき、セーレングループが事業活動を通じて社会からの期待に応え、「持続可能な社会」と「セーレングループの持続的成長」の双方を実現していくための、セーレン調達先サステナビリティガイドラインを以下の通り定めます。

I マネジメント姿勢の共有

調達先の皆様とは、次の点の取り組み姿勢を共有していきたいと考えています。

■人間性を尊重する職場づくり

信頼して働ける職場環境を整え、人材育成を促進する風土を醸成することが重要です。

■現場現物に徹したモノづくり

セーレングループは5ゲン主義（原理、原則、現場、現物、現実）を重要視しています。モノづくりでは現場で現物を徹底的に観察し、事実の背後にある真因を発見する姿勢が重要です。

■たゆまぬ改善

常に進化、革新を追求し、絶え間なく改善に取り組むことが重要です。

■双方向コミュニケーション

良い製品を作るために、調達先の皆様とセーレングループがあたかも一つの会社のように双方向コミュニケーションを緊密にとることが重要です。お互いにオープンで率直な話し合いを行い、十分納得しながら推進していきたいと考えています。

II 「製品・サービス」の提供に関してお願いしたいこと

セーレングループは環境変化とお客様のニーズを踏まえた、最適で質の高い製品・サービスを提供することに努めています。

調達先の皆様には「世界で最も良いものを、最も安く、最も早く・タイムリーに、そして長期安定的に」提供いただきたいと考えています。

■安全

モノづくりは、人が担い手であり、安全で健康な職場環境が整ってこそ良い品質のものができます。
安心して業務遂行ができる職場環境づくりを期待します。

■品質

セーレングループは品質を重要視しています。
「品質は取引の大前提」であるをご認識いただき、「品質第一」での提供をお願いします。

■納入・生産

セーレングループの主な取引先となる自動車メーカーは「必要なものを、必要な時に、必要なだけ」生産しています。調達先の皆様にも、生産準備・生産・納入の各段階で、柔軟かつ確実な対応をお願いします。

■原価

世界NO.1のコスト競争力の実現を期待しています。
そのためには技術開発・生産技術の革新に努めるとともに、不断の原価低減活動にも期待します。

■技術

環境・安全・快適の3つの分野で技術の重要性が増しています。
製品を提供していただくに当たり、新しい技術について積極的に提案していただくことを期待します。
また、他に先駆けて具現化された新製品を低価格で提供していただく能力についても期待します。

■安定的な提供

長期的、安定的に製品を提供していただく上で、非常事態（事故、災害、紛争等）への対応をお願いします。特殊な製品に関しては、セーレングループに対し、事前に情報を共有していただくとともに、複数の提供先の検討、BCP（事業継続計画）の計画立案をお願いします。

Ⅲ 「製品・サービス」をつくる過程においてお願いしたいこと

セーレングループは調達先の皆様の社内において、下記項目への取り組みをお願いしたいと考えています。
また、皆様の調達先に対しても、皆様のサステナビリティ方針・ガイドラインの展開・啓発活動を通じ、下記項目への取り組みの浸透・普及に努めていただきたいと思います。

1 コンプライアンス

（１）経営体制の整備

- ・経営陣はサステナビリティ推進に積極的に取り組み、適切な事業ポートフォリオの構築、サステナビリティ推進に必要な経営資源の適切な配分、体制整備を実施する。
- ・全従業員へ方針の周知徹底、意識醸成のための教育に取り組む。

(2) 法令およびその精神の遵守

- ・業務遂行のあらゆる面においてコンプライアンスが最優先されとの認識を持つ。
- ・適用される国内外の法令、国際規範ならびに社内規程等を遵守する。
- ・社会的良識に基づいて公正・誠実に行動する。
- ・コンプライアンス徹底のための方針や体制、行動指針・通報制度・教育などの仕組みを整備し、実施する。

(3) 機密情報の管理・保護

- ・営業秘密などの自社の機密情報を厳重に管理し、その利用を適切に行う。
- ・他社の機密情報は正当な権限者から正当な方法で入手するとともに、利用範囲その他の条件を確認し、その範囲内においてのみ利用し、機密を保持し、他社の権利を侵害しない。
- ・従業員、顧客・取引先などに関する個人情報、全て正当な方法によってのみ入手するとともに、入手した情報は厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

(4) 知的財産の保護

- ・自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権等が第三者に侵害されないよう保護し、注意を払う。
- ・第三者の特許・実用新案・意匠・商標等の知的財産の不正入手や不正使用、ソフトウェア・書籍の不正コピー等の権利侵害を一切行わない。

(5) 競争法の遵守

- ・私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用など、各国の競争法に違反する行為を認めない。

(6) 輸出取引管理

- ・輸出取引管理に関する法令に従い、輸出する製品・技術等について、規制品目かどうかを確認の上で該非判定書を作成・提供するなどの管理を徹底する。

(7) 腐敗防止

- ・政治献金・寄付等は、各国の法令に従って実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。
- ・不当な利益や不当な優遇措置の取得・維持を目的に、顧客・調達先、その他のビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。
- ・簿外取引や架空取引その他の虚偽の取引またはその誤解を与えるような取引を行わず、すべての取引および資産の処分について合理的に詳細で、正確かつ公正に反映した会計記録（帳票や帳簿等）を作成し、保持する。

2 人権・労働

セーレングループは「責任ある企業行動実施宣言」を理解、支持し、実行に努めます。

セーレングループは、政府が作成した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、日本繊維産業連盟が作成した「繊維産業における企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、これらのガイドラインに沿って、外国人技能実習生を含むライツホルダーの人権を尊重すべく、サプライチェーンの直接・間接取引先の皆様のご協力も得て、以下の行動を実施することを宣言します。

調達先の皆様にも理解していただき、取り組みを進めていただきたいと考えます。

(1) コミットメントおよびステークホルダー・エンゲージメント

- ・人権を尊重する責任が企業にあることを踏まえ、人権尊重に関する方針を経営に組み込む。
- ・人権を尊重する責任を果たす社内基盤をつくり、サプライチェーンを担う直接・間接取引先の皆様にも、理解していただいた上で取り組みを進めていく。

(2) リスクの防止、軽減

- ・人権リスクについて対応すべき課題があった場合は、深刻度に応じた優先順位をつけ、優先順位の高いものからその防止、軽減に向け必要な行動を実施する。

(3) 強制労働の禁止

- ・全ての労働は自発的であること、および従業員が自由に離職できることを確実に保証する。
- ・暴力、脅迫、債務等によるあらゆる強制労働や人身取引を含むいかなる形態の現代奴隷も認めない。

(4) 結社の自由の担保

- ・従業員の権利を行使・実現する手段として、結社の自由や団体交渉権を認める。
- ・組合活動への過度な干渉や組合活動を理由とした差別や不利益な扱いは行わない。

(5) 差別の禁止、多様性の尊重・受容

- ・あらゆる雇用の場面（応募、採用、昇進、報酬、教育を受ける権利、業務付与、賃金、福利厚生、懲罰、解雇、退職等）において、性別、年齢、国籍、人種、民族、信条、宗教、性的指向、性自認、障がい、配偶者や子の有無等を含むいかなる理由の差別も行わない。
- ・ダイバーシティ & インクルージョンを重要な経営基盤の一つとして位置づけ、取り組みを推進する。

(6) 児童労働の禁止

- ・子どもから教育の機会を奪い、その発達を阻害するような早い年齢から仕事をさせる児童労働を認めない。
- ・就労可能年齢は、15歳、各国法令による就労最低年齢または義務教育終了年齢のいずれか最高のものとする。
- ・18歳未満の従業員を危険有害業務に就かせない。
- ・職業訓練や見習については、各国法令が認めている範囲のみで就労可能とする。

(7) ハラスメントの防止

- ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、同調圧力等あらゆる形態のハラスメントや、個人の尊厳を傷つける行為を認めない。
- ・業績を妨げたり、尊厳を傷つけたり、または脅迫的、敵対的もしくは不快な就業環境を生み出したりするような、従業員に対して行われる言語、視覚、身体による行為はハラスメントとみなされる。
- ・いかなるハラスメントの苦情に対しても、直ちに報告や調査を行う。
- ・従業員が、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、ハラスメントのいかなる事例も報告できるようにする。

(8) 外国人労働者の保証

- ・雇用の条件として、パスポート、公的な身分証明書または労働許可証の引渡しを従業員に要求しない。
- ・採用手数料など、国際規範上で不当とみなされる費用を本人に負担させない。
- ・外国人労働者の出身国の文化に関する理解の促進を図り、人種・国籍や立場に関係なくお互いが尊重できる職場環境の整備に努める。

(9) 安全・健康な労働環境の整備

- ・誰もが安心して働けるよう、職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故、災害の未然防止に努める。
- ・職場での健康増進活動や疾病予防のための指導などを通じて、従業員の健康づくりを支援する。

(10) 賃金の保証

- ・生活賃金（国や地域の定めた最低賃金に基づく）、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国法令を遵守して従業員に給与を支払う。
- ・法定必須給付を支給する。
- ・給与その他給付、福利厚生および控除は、各国法令を遵守して適時明確に従業員に明細を伝える。

(11) 働きやすい環境の整備

- ・従業員の労働時間（超過勤務を含む）を規定する各国法令に従う。
- ・仕事を通じ、従業員とその家族の豊かな生活を実現することを目指す。
- ・結婚、出産など人生の大切なステージにおいて、従業員が仕事と家庭を両立できる環境づくりを目指す。
- ・働き方改革を推進し、労働時間においてもデジタル化やシステム化による業務の効率化を進める。

3 環境

セーレングループは、人と地球環境を保護する観点から、研究開発、生産、販売にいたるすべての工程、すべての組織で、社員はもとよりお客様に対して、安心・安全な企業活動を行います。

調達先の皆様にもこの理念を理解していただき、地球環境の保護に努めていただきたいと考えます。

(1) 省エネ活動を通じた地球温暖化防止への取り組み

- ・カーボンニュートラルの達成を目指して、再生可能エネルギーの導入や製造工程の合理化、ロス・ムダの削減、省エネ設備の導入に取り組む。

(2) 循環型社会を目指した廃棄物削減への取り組み

- ・排出された廃棄物を可能な限り大切な資源として再生・再利用することによる循環型社会を目指したりサイクルの推進に努める。

(3) 化学物質の管理および排出量削減による汚染・生物多様性対策

- ・各国・各地域の法令を遵守し、化学物質を管理（廃止、削減等）するとともに、製品および製造工程等において禁止された物質を使用しない。

4 責任ある資源・原材料調達

- ・人権・環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる原材料（例：紛争鉱物・コバルト・マイカ等）の使用を回避する調達活動を行う。

5 地域・グローバル社会

- ・国際社会の一員であることを自覚するとともに、地域社会との調和ある成長を目指す。
- ・株主、投資家をはじめとする幅広いステークホルダーに対し、情報を適切・公平に開示するとともに、継続的な対話を通じて信頼関係を構築する。

6 皆様の調達先への展開

- ・皆様の調達先に対しても、上記の趣旨を踏まえた各社のサステナビリティ方針・ガイドラインを展開し、啓発活動を通じ皆様の調達先におけるサステナビリティへの取り組みを周知徹底する。
- ・浸透・普及にあたっては、サプライチェーン全体を意識し、これを行い、また、必要に応じたフォロー・是正対応を行う。

7 調達サステナビリティガイドライン遵守

セーレングループは、調達先の皆様との相互信頼と連携に基づき、公正公平な調達活動を展開していきます。

モノづくりを支えていただいているサプライチェーン全体で、本ガイドライン遵守に取り組むたいと考えています。調達先の皆様には、本ガイドラインを熟読・理解いただき、皆様のサプライチェーンへの浸透をお願いします。

本ガイドラインの遵守状況の確認、相互コミュニケーションのため、必要に応じて皆様の工場等の現場におうかがいする場合がございます。

場合によっては、第三者の監査の形式をとることもございます。

万が一、適切な改善の取り組みがなされない場合には、発注を停止させていただくこともございます。

マルチステークホルダー

マルチステークホルダー方針

セーレングループでは、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでいます。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

1.従業員への還元

当社は、『人は資本である』と考え、従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮できるよう、従業員の能力開発やスキル向上等に取り組むとともに、経営資源を成長分野へ重点的に投入し、持続的な成長と生産性向上により付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的に、賃金の引上げについては、経済・社会の情勢を踏まえ、労働組合と真摯な対話を行い、従業員の所得向上に積極的に取り組むことで、従業員のエンゲージメント向上に繋がっていきます。また、教育訓練等については、従業員の多様性を尊重し、キャリアアップに応じて多様な研修体系を提供するとともに、自己学習や社外研修・派遣など、あらゆる方向から人材育成の支援体制を整えることで、従業員のウェルビーイング実現や能力を発揮できる環境の整備に取り組んでまいります。

2.取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・パートナーシップ構築宣言のURL

<https://www.biz-partnership.jp/declaration/1808-05-03-fukui.pdf>（パートナーシップ

構築宣言のサイトを別ウィンドウで開きます）

また、消費税の免除事業者との取引関係についても、政府が公表する免除事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3.その他のステークホルダーに関する取組

当社の社会活動理念に基づき、国際社会の一員であることを自覚し、地域の経済発展に寄与するとともに社会との調和ある成長を目指し、様々な取り組みを行っており、取り組みの状況の確認を行いつつ、着実な取り組みを進めてまいります。詳しくは以下の当社Webサイトをご参照ください。

2025年1月22日

セーレン株式会社

代表取締役会長 最高経営責任者 川田 達男

人財

働きやすい環境の整備

セーレングループでは、仕事を通じ、社員とその家族の豊かな生活を実現することを目指しています。育児・介護休業の取得率100%を達成するなど、結婚・出産など人生の大切なステージでも社員が仕事と家庭を両立できる環境を整備しています。

また、社員が「のびのび」「いきいき」「ぴちぴち」と働ける職場を目指して、働き方改革を推進。労働時間においても、デジタル化・システム化による業務効率化を進める一方で、有給休暇の取得促進、フレックスタイムやテレワークの活用など、働く側の視点に立った柔軟な対応や改善を一層進めています。

人材育成・現地採用の推進

セーレングループは、社員の多様性を尊重し、キャリアステップに応じた多様な研修体系を提供するとともに、自己学習や社外研修・派遣など、あらゆる方向から人材育成の支援体制を整えています。

グローバル社会の一員として、海外への派遣・研修を積極的に行うとともに、現地採用と現地社員の管理職化も進め、現地の雇用拡大にも努めています。

人材育成プログラム



キャリアアップ

社員の成長、キャリアアップをサポートする教育・研修

- ◆新入社員研修
6か月間にわたる充実した研修
海外研修もあります
- ◆階層別研修
若手、中堅、管理職とキャリアステップに応じた研修体系
- ◆テーマ別研修
海外短期研修、知財研修など専門分野もラインアップ



自己啓発

自己啓発を支援する
様々な学習を用意

- ◆通信教育・Eラーニング・TOEIC
各種教育補助金制度あり
- ◆繊維知識基礎学習
糸から製品までを学ぶ全4回のレベルアップ学習
- ◆事業所見学研修
工場見学や特別講義でオンリーワン技術を学ぶ研修

健康経営への取り組み

健康経営推進方針

当社ビジョンである「21世紀型企业への変革」を進めるためには、社員一人ひとりが心身ともに健康で、活力溢れることが不可欠です。従業員の健康維持・増進に取り組み、生産性向上、業績向上へと繋げていきます。

2025年9月1日

セーレン株式会社

代表取締役会長 最高経営責任者 川田 達男

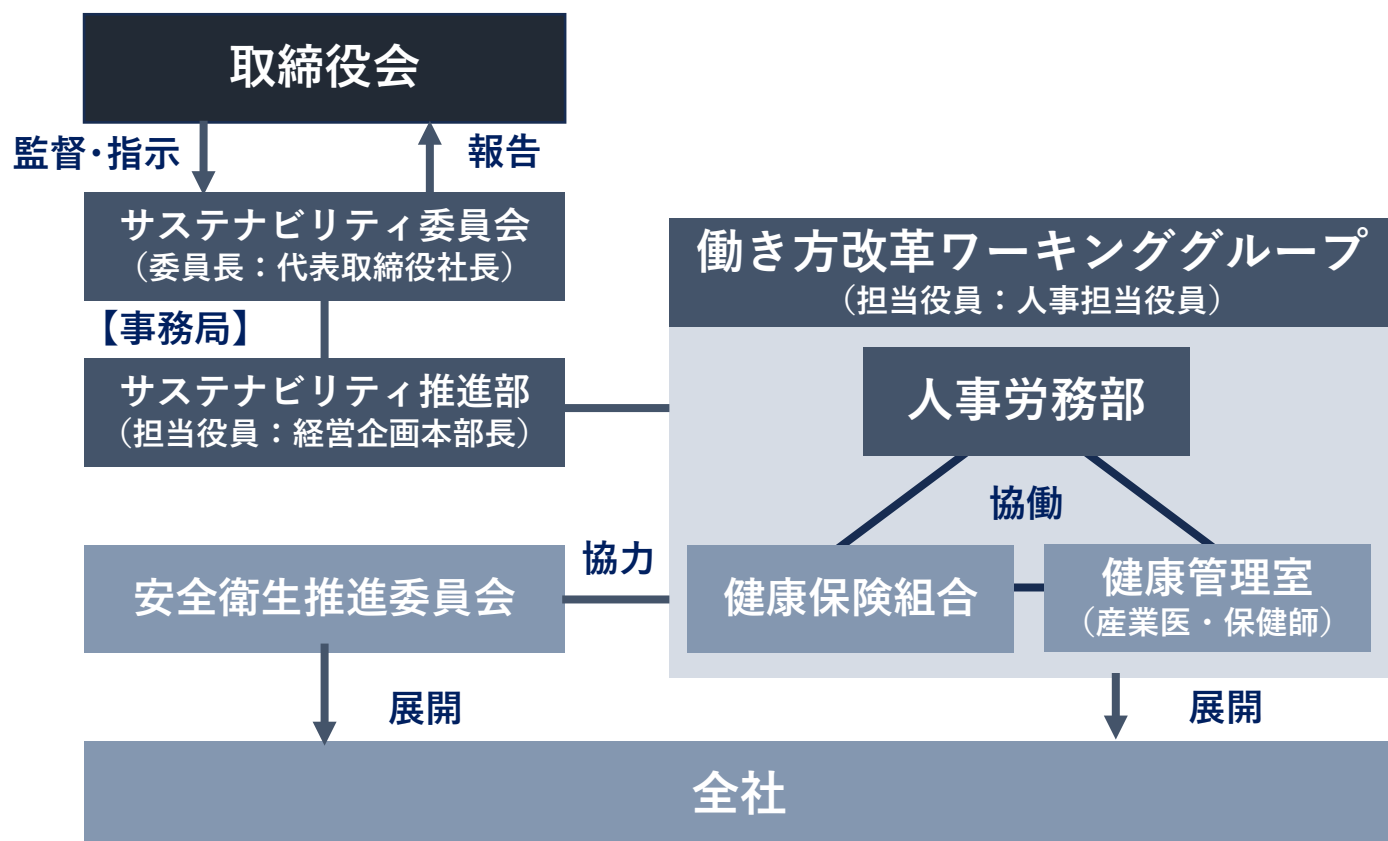
健康経営宣言

セーレングループは、仕事を通じ、社員とその家族の豊かな生活を実現することを目指し、社員一人ひとりが心身ともに健康で、「のびのび いきいき ぴちぴち」と働くことができる環境づくりに取り組むことを宣言します。

健康経営体制

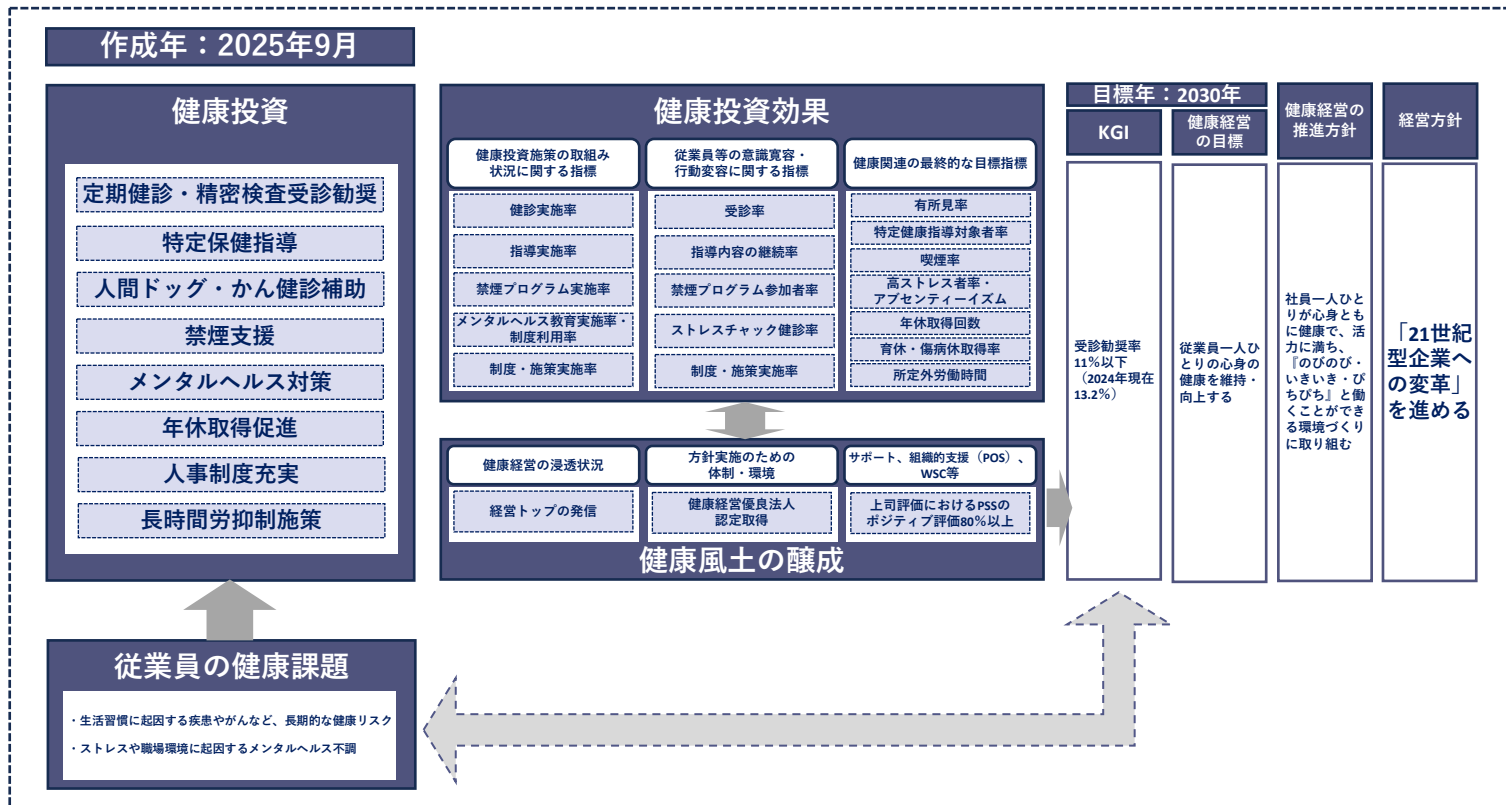
人事担当役員の下、人事労務部を中心に、健康保険組合、健康管理室、サステナビリティ推進部（働き方改革ワーキンググループ※）が協働し、安全衛生委員会の協力の下、施策実行に取り組んでいます。施策及び結果については、社長を委員長とするサステナビリティ委員会にて審議、取締役会に報告、指示を仰いでいます。

※ 働き方改革ワーキンググループは、サステナビリティ推進部が中心となるワーキンググループの1つです。



健康経営戦略マップ

健康経営で解決したい経営課題、取り組みにより期待する効果、具体的な取り組みのつながりを健康経営戦略マップにまとめ、施策を推進しています。



主な取り組み

1. 疾病の予防・早期発見

がんを代表とする様々な疾病は、まず予防、そして早期発見・早期治療が大切です。少しでも早い段階で体の異変に気付けるよう、予防と早期発見に取り組んでいます。また、健保負担医療費のうち、生活習慣病疾患に係わる医療費が上位を占めているため、疾病の予防を目的として、特定保健指導に注力しております。

- ・被保険者 定期健康診断・特定健康診査 100%実施
- ・精密検査受診率向上のための受診勧奨
- ・生活習慣病予防・改善のための特定保健指導実施（40歳以上）
- ・人間ドッグ費用補助（35歳以上）
- ・各種がん検診実施・費用補助

2024年度 検診受診者数：胃がん 100名、子宮がん 162名、乳がん 255名、前立腺がん 184名

- ・健康維持増進のための部活動補助（軟式野球・バドミントン・テニス）

2024年度 補助額：約9.4百万円

2.感染症予防対策

新型コロナウイルス、インフルエンザ等、感染症予防のために、以下の施策を実施しております。

- ・新型コロナウイルス対策
 - マスク配布
 - 飛沫防止パーテーションの設置
 - 手指消毒用アルコール・検温計の設置
 - 出社前の体調チェックの徹底
 - テレワーク、フレックス制度の活用による出社人数の抑制
 - 会議時間の短縮推進、会議室使用の際の上限人数設定
 - 感染時の出社規則など、社内規則制定による感染拡大防止 等
- ・インフルエンザ対策
 - インフルエンザ予防接種 費用補助
 - インフルエンザ予防接種 集団接種実施
 - 2024年度 インフルエンザ予防接種 接種人数：1,110名

3.メンタルヘルスケアの推進

様々なメンタルヘルスケアにより、予防、不調者対応、復職サポートに取り組んでいます。

- ・産業医として心療内科専門医を選任
- ・産業医である心療内科専門医、保健師、看護師によるメンタルヘルス研修実施
- ・新入社員に対し、ブラザー・シスター制度による月1回の面談実施
- ・希望者に対し、月1回、産業医（心療内科専門医）面談実施
- ・リハビリ勤務による職場復帰支援
- ・復職者への定期面談実施
- ・産業保健師による相談窓口設置

4.喫煙率低下への取り組み

たばこは脳卒中をはじめ、多くの疾患に関係しています。健康のため、禁煙のサポートを行い、禁煙を推進しています。

- ・就業時間中の完全禁煙（2012.4～）
- ・会社敷地内の完全禁煙（2014.10～）
- ・卒煙応援キャンペーン実施
- ・社内ニュース、社内報等を利用した禁煙推進

取り組み実績

	2022年	2023年	2024年	2025年	目標
定期健康診断受診率	100%	100%	100%	100%	100%
精密検査受診率	100%	100%	100%	100%	100%
特定保健指導対象者 (40歳以上) 率	16.2%	16.2%	17.4%	16.1%	10%以下
適正体重者率 ※ ¹	69.6%	68.4%	65.9%	66.2%	75%以上
ストレスチェック受診率	95.7%	97.2%	98.7%	99.2%	100%
高ストレス者率	11.7%	12.6%	11.3%	12.6%	10%以下
所定外労働時間	0.9時間	1.7時間	2.7時間	4.1時間	0時間
喫煙率	22.3%	22.7%	24.6%	22.6%	20%以下
平均年休取得日数	10.0日	10.3日	10.3日	10.3日	—
アブセンティーズム (疾病休業日数率) ※ ²	—	0.7%	0.3%	0.8%	—
プレゼンティーイズム ※ ³	—	—	—	24.3%	20%以下
ワーク・エンゲージメント ※ ⁴	63.0%	69.7%	75.3%	78.0%	80%以上

※¹ BMI 18.5以上25未満の非肥満率

※² 評価手法「疾病休業者数・日数」

※³ SPQ（東大1項目版）を準拠した形で算出

※⁴ 社員の意識調査で「仕事へのやりがいや成長」「当社社員であることの誇り」「仕事に対する熱意」の3つの設問のポジティブ回答率の平均値

社会貢献活動

絵画保存・修復プロジェクト

独自のデジタルプロダクションシステム「Viscotecs®（ビスコテックス）」を駆使し、欠損した絵画を蘇らせる一助を担ってきました。セーレングループは、ビスコテックスを通じて、貴重な美術品を未来につなぐ活動に貢献しています。



油彩画修復「田中憲一作品レスキュープロジェクト」

地域の文化・芸術振興

セーレングループでは、文化や芸術、社会福祉、スポーツ活動など、多方面に渡って支援活動を行っています。

これらの活動を通じて、豊かで健全な地域社会の実現に貢献してまいります。



関西フィルハーモニー管弦楽団 第350回定期公演
2024年10月24日 シンフォニーホール

2025年度、協賛、ボランティア参加した地域で開催された各種イベント

日時	地域行事	貢献内容	ホームページURL
5月10-11日	第4回福井県中学校軟式野球選手権大会	協賛、ボランティア	セーレン・ドリームスタジアムで初開催 第4回福井県中学校軟式野球選手権大会をスポンサードいたします 新着情報 セーレン株式会社
5月31日	セーレンドリームベースボールin福井	協賛	『セーレンドリームベースボールin福井』協賛！原辰徳氏率いるレジェンド講師陣による野球教室を福井で初開催 新着情報 セーレン株式会社
5月31日	GREEN FLASH Fes 2025	協賛	
9月14日	第53回「全国アマチュアオーケストラフェスティバル」福井大会	協賛	
9月14日	スポーツフェス2025 チーム対応大運動会	協賛、出場	
9月23日	コモエースカップ（芦原GC）	開催	
9月28日	みらいワクワク！こども仕事体験フェスタ in 福井	出展	みらいワクワク！こども仕事体験フェスタ in 福井に出展しました 新着情報 セーレン株式会社
9月28日	TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ in 恐竜勝山	協賛	
10月13日	ビバヨガ&フィットネスin 芝政	協賛	
10月18日 ～12月14日	長坂真護展	協賛	セーレンは北陸初となる美術館開催による個展・長坂真護展に特別協賛します 新着情報 セーレン株式会社
10月29日	第28回北陸レディースカップ	協賛	
11月24日	ハンドボールリーグH「セーレンドリームマッチ」	協賛	セーレンは日本国内最高峰のハンドボールリーグH「セーレンドリームマッチ」に特別協賛します 新着情報 セーレン株式会社
1月20日	福井大学医学部附属病院「遠隔操作手術支援ロボット整備事業」	寄付	遠隔操作手術支援ロボット「da Vinci（ダヴィンチ）」の福井大学医学部附属病院導入を支援 新着情報 セーレン株式会社
3月29日	ふくい桜マラソン2026	協賛、ボランティア	ふくい桜マラソン2026ゴールドパートナー協賛 エイドボランティアでランナーの快足を支えました 新着情報 セーレン株式会社

地域の清掃活動

セーレングループでは、クリーンアップふくいの一環として、事業所周辺の定期的な清掃活動を行っています。

よき地域社会の一員として、地域美化に取り組むとともに、環境保護の理念の涵養に努めています。



新田事業所周辺地域での清掃活動

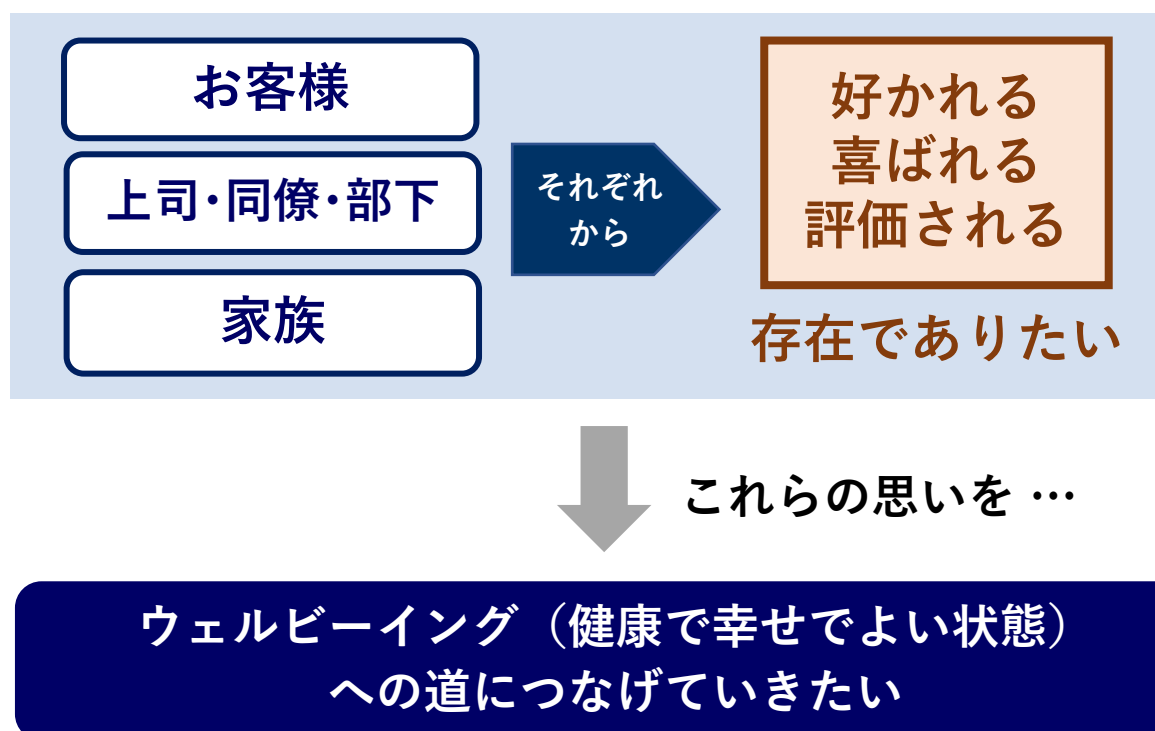
セーレンのウェルビーイング

当社は、従業員一人ひとりが心身ともに健康で、自らの能力を最大限に発揮しながら、仕事と人生の双方に充実感を持てる「ウェルビーイング」の実現を目指します。

セーレングループは、安全で健康的な職場環境の整備、心理的安全性の確保、相互に尊重し支え合う企業文化の醸成に取り組んでいます。さらに、成長や挑戦の機会を提供し、働きがい高めるとともに、安定した雇用と適切な処遇を通じて、将来にわたる安心感の創出にも努めています。

また、お客様、取引先、地域社会、そして従業員の家族を含むすべてのステークホルダーとのつながりを大切に、「好かれる」「喜ばれる」「評価される」存在であり続けることで、企業価値の向上と持続可能な成長を実現します。

私たちは、ウェルビーイングの向上が社員の幸福感、創造性、生産性を高め、新たな価値創造につながるの考えのもと、誰もが「のびのび・いきいき・ぴちぴち」と働き、誇りを持って成長できる企業を目指します。



1. 身体的健康の向上

従業員が心身ともに健康で安全に働ける環境づくりを推進します。

定期健康診断や保健指導の実施、運動機会の提供、生活習慣改善支援などを通じて健康増進を図るとともに、労働災害の未然防止や職場環境の継続的な改善に取り組みます。

また、一人ひとりが健康管理への意識を高め、生涯にわたり健やかな生活を送れるよう支援します。

2. 精神的健康の向上

従業員が安心して働き、自分らしさを発揮できる職場づくりを目指します。
メンタルヘルス教育や相談窓口の整備、ストレスチェックの実施を通じて心の健康維持を支援するとともに、心理的安全性の高い組織風土を醸成します。
上司と部下の対話促進やハラスメント防止活動を通じて、誰もが安心して意見を発信できる環境を整備します。

3. 社会的つながりの強化

従業員同士やその家族、地域社会とのつながりを大切にします。
事業部や世代を超えたコミュニケーションの活性化を図るとともに、お互いを尊重し支え合う企業文化を育みます。
また、家族参加型イベントや地域貢献活動への参加機会を提供し、職場の枠を超えた信頼関係の構築と社会との共生を推進します。

4. 働きがい・成長機会の創出

従業員一人ひとりが仕事に誇りを持ち、成長と挑戦を実感できる環境づくりに取り組みます。
人材育成やキャリア形成支援を充実させるとともに、自律的な挑戦や改善提案を積極的に後押しします。
自分の仕事が社会やお客様に価値を提供していることを実感できる機会を増やし、働きがいと自己実現の向上を目指します。

5. 経済的安定の確保

従業員が将来にわたり安心して生活設計を描けるよう、安定した雇用と公正な処遇の維持・向上に努めます。
持続的な賃金改善や福利厚生の実施、資産形成支援制度などを通じて経済的基盤の強化を図るとともに、会社の成長成果を従業員と共有することで、長期的な安心感とモチベーション向上につなげます。

ウェルビーイングに関する当社取り組み

地域医療の充実と健康増進への貢献を目的として、福井大学医学部附属病院への手術支援ロボット「da Vinci（ダヴィンチ）」導入支援を行いました。



人々の健康と地域のつながりを支えることを目的として、「ふくい桜マラソン2026」への特別協賛を実施しました。

従業員の幸福感やエンゲージメントを高める目的で、グループ従業員への感謝ギフトを贈呈しました。

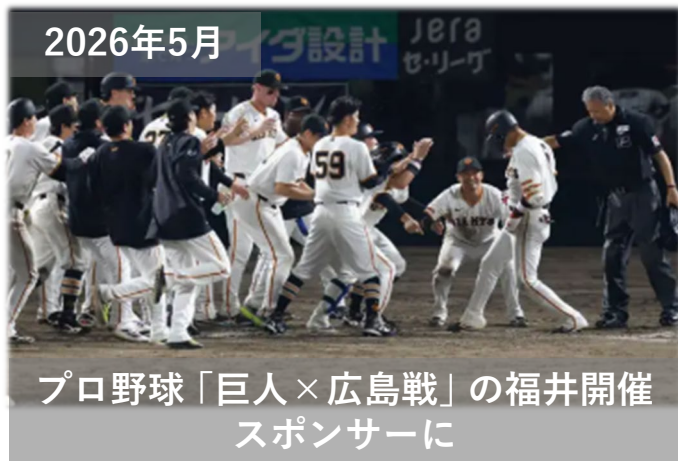


当社のウェルビーイングを目指した健康経営の取り組みが「健康経営優良法人2026」の認定取得に繋がりました。（2026年3月）



2026
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門

2026年5月



地域社会の活性化とウェルビーイング向上を目的として、プロ野球「巨人×広島戦」の福井開催を支援しました。

プロ野球「巨人×広島戦」の福井開催
スポンサーに

心身の充実とウェルビーイング向上を目的として、従業員とその家族のためのコンサートを開催しました。

2026年5月



セーレングループ従業員とその家族のための
コンサート（関西フィルハーモニー管弦楽団）

ガバナンスへの取り組み

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、株主・お客様・地域社会それぞれに満足いただき、社員には誇りを持って働ける「21 世紀のグッドカンパニー」実現を図るための経営統治機能として位置づけております。そして、取締役会・監査役会制度を基本として、労働組合執行部や幹部社員も参加する「経営会議」を通じて、経営の公正・透明性を追求し、当社及びグループ全体のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス強化に努めております。

また、「五ゲン主義（現場・現物・現実・原理・原則）」を仕事の基本とし、経営理念・行動指針の実践を通じて、より高い付加価値の創造と企業価値の向上、さらには企業の社会的責任を果たしてまいります。

なお、当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び運営方針を明らかにするため、「セーレングループコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。

セーレングループコーポレートガバナンス・ガイドライン [cg_guideline20250206.pdf](#)

コーポレート・ガバナンスに関する報告書2025/12/22 [140120251212519300.pdf](#)

企業統治の体制の概要及び採用する理由

当社における企業統治の体制は、取締役会・監査役会制度を基本としております。

取締役会は、2025年6月25日現在、社外取締役4名を含む9名の取締役に構成され、取締役会にて十分な議論を尽くして意思決定を行っております。

また、当社は執行役員制度を導入し、取締役5名は執行役員を兼務しております。

監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成されております。常勤監査役は取締役会のほか経営会議等の重要会議に出席し、経営及び業務執行への監視機能を果たしております。また、グローバル業務監査室との連携により、内部管理体制の適正性を監視・検証しております。

従って、現在の体制が経営の公正・透明性を確保するうえで最適であると判断し、本体制を採用しております。

内部統制システムの整備の状況等

1 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 ＜情報管理体制＞

当社は、取締役会・経営会議等重要会議の議事録、業務執行のための稟議書、重要契約書、各種計算書類、経営計画書を保存し、管理閲覧に供しております。

2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制＜リスク管理体制＞

当社は、取締役会、経営会議、経営戦略会議を通して、リスクを把握し、業務執行にあたっては社内稟議規程に基づいた合議をし、リスクの発生を未然に防いでおります。また、各工場での生産体制につきましても、安全衛生防災・公害防止に関する規程等により管理しております。

また、法令あるいは社内規程上疑義のある行為等について、役員、従業員等を始めとしたすべてのステークホルダーからの情報を受け付ける「内部通報制度」を制定し、グローバル業務監査室がその窓口として業務にあたっております。

3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ＜効率的業務執行体制＞

当社は、期間計画ヒアリング、事業部会議及び経営会議において取締役、及び、使用人が共有する全社的な目標を策定し、業務担当取締役はその目標達成のために、各事業部の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限再分配を含めた効率的な達成の方法を定め、事業部会議、経営会議において定期的に進捗状況をレビューしております。また、緊急かつ重要な案件については、関係する取締役で構成される経営戦略会議において十分な検討が成された後、取締役会に上程し、意思決定の迅速化を図っております。

また、組織規程において、役職者全員の業務分掌、職務権限、役割と責任を明確化しております。

4 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制＜コンプライアンス体制＞

当社は、法令ならびに定款・各規程に基づいて取締役会・経営会議を通じ、コンプライアンス体制を確保すると共に、倫理規程・企業倫理に基づく社員の行動指針・内部者取引管理規程により取締役及び使用人の行動規範を広範に明示し、社会の公器としての企業倫理を構築しております。また個人情報に関しましても、個人情報保護基本規程・個人情報保護管理規程を定めて管理しております。

さらなるコンプライアンスの強化を図るために、セーレングループのコンプライアンス基本規程を定め、顧問弁護士も含めたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する方針の立案、コンプライアンス遵守に関する社員教育の推進を行っております。

5 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制＜グループ管理体制＞

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「セーレングループ企業統治基準」のほか、子会社の経営管理に関する社内規程を定め、子会社社長、子会社取締役及び主管者の役割と責任を明確にしております。これらの社内規程等に基づき決裁ルールを定め、経営の重要な事項に関しては当社の承認または当社への報告を行う体制を構築しております。また、各子会社は、業務執行状況・財務状況等の報告を毎月当社に行うものとしております。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、本社各部、グローバル業務監査室がグローバル本社として機能するとともに、グループ各社と緊密な連携を図り、「セーレングループ企業統治基準」等の社内規程に基づき、リスク管理を行っております。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、連結ベースの中期経営計画及び年度経営計画を策定し、セーレングループ全体の業績目標を達成するために、子会社ごとに業績目標を定めております。また、年度経営計画の大幅な未達及び変更は、当社に適宜報告するものとしております。

子会社は、子会社の経営管理に関する社内規程に基づき事業運営を行い、子会社及びグループ全体の経営の透明性・効率性の向上を図っております。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

セーレングループのコンプライアンス体制を構築するため、セーレングループのコンプライアンス基本規程を定め、継続的に社員教育を実施しております。

内部通報制度は、通報者及び相談者の対象にグループ会社の役員、従業員等やグループ会社の取引業者の役員、従業員等を含み、ホームページ上に、窓口へ直接通報できるメールフォーム及び電話番号を公開しております。

6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、グローバル業務監査室に監査役補助者を配置し、監査役会事務局及び監査役補助業務を行っております。補助者の人事考課及び異動については、常勤監査役の事前の同意を得ることとしております。また、補助者は、監査役が指示した補助業務については、補助者の属する組織の上長ほかの業務執行側の指揮命令を受けないものとしております。

7 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席し、稟議書等の重要な書類の閲覧を実施しております。さらに、内部監査部門及び子会社監査役は、監査役に対して監査報告を実施しております。また、取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を与える事実が起こった場合、またはその恐れがある場合は、発見次第速やかに監査役に対して報告を行います。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員、従業員等をはじめとしたすべてのステークホルダーからの内部通報の状況について、当社監査役にすべて報告を行います。また、当該通報または相談を行った者に対して、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行わないことを規定しております。

8 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行について生ずる費用等について每期一定の予算を設けており、費用等が発生したときは監査役補助者が速やかに処理しております。

9 その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、事業部長、部工場長及び子会社主管者への必要なヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施しています。

10 反社会的勢力排除に関する事項

当社グループは、健全な企業活動のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また不当な要求に対しては毅然とした対応を取ってまいります。当社グループの企業規範である「企業倫理に基づく社員の行動指針」に反社会的勢力に対する行動基準を示し、社内のコンプライアンス研修を通じてその内容を全員に周知徹底しております。また、総務部を対応総括窓口として、警察当局、顧問弁護士との連携を図りながら、事案に応じて関係部署と協議の上対応してまいります。

11. 贈収賄・腐敗防止に関する事項

当社グループは、贈収賄や腐敗行為を一切許容せず、透明で公正な取引を遵守し、すべての従業員、取引先、関係者に対し、倫理的行動を強く求め、法令遵守を徹底します。社内外の不正行為を防止するため、定期的な教育、研修、監査、内部通報制度を設け、疑わしい行為が発覚した場合には迅速かつ厳正に対処します。

12. 税務コンプライアンス向上の取組に関する事項

当社グループは、事業を行う国、地域、及び多国間の税務に関するすべての法令を遵守し、適正な税務申告を行います。

税務に関しては透明性を持って運営し、法的義務を果たすとともに、納税者としての社会的責任を自覚して、不正行為や脱税を排除し、税務に関する誤解を招かないよう、社員教育を徹底します。

内部通報制度について

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方にのっとり、コンプライアンス経営を推進するため、法令あるいは社内規程上疑義のある行為等について、従業員を初めとしたすべてのステークホルダーからの通報・相談を受け付ける「内部通報制度」を規定し、窓口を設置しております。

1 利用対象者

セーレングループの関係者（従業員（雇員、派遣含む）、退職者、従業員家族、取引先関係者）

2 内部通報の対象

法令違反、社内規定違反、不正会計等のコンプライアンス違反

3 通報窓口

セーレン株式会社 グローバル業務監査室

通報・相談は、以下の通報窓口から、メールフォームあるいは電話にて承ります。

[セーレングループ 内部通報窓口 | セーレン株式会社](#)

4 通報者の保護

当社は、公益通報者保護法の趣旨を尊重し、通報者および相談者（以下、通報者等という）が通報または相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わないことを規程で定めています。

情報開示ポリシー

1 情報開示の基本方針

当社は、経営に関する重要な情報を、ポジティブな情報、ネガティブな情報にかかわらず、自主的に、公平かつ適法・適切に開示を行います。

2 適時開示に係る社内体制

当社は、会社情報開示の窓口を「総務部」と定め、「総務部」と「経営企画部」との密接な連携により、発生事実・決定事実を問わず投資家に供すべき会社の重要情報を開示します。会社が決定すべき経営に係る重要事項は、「取締役会」において「取締役会規則」に基づいて付議・決定することとしており、運営に係る重要事項については毎月開催する「経営会議」（当会議には、取締役・執行役員・総務部長をはじめとする関係各部署長のほか監査役が出席する）において付議・討議するルールとなっています。

これらの決定事項のうち、重要な情報は、東京証券取引所の開示基準を参考に上記のとおり「経営企画部」と「総務部」の協議によってその開示の要否を検討し、開示要否の決定後、必要に応じ速やかに開示いたします。

なお、「内部者取引管理委員会」を設置し、当社役員・従業員による自社株式の売買を常時チェックしていますが、この場合には、インサイダー取引の発生防止に万全を期すため、重要事項討議の会議出席者全員と開示事務関係者には、公表まで守秘義務を負うことを、あらためて徹底しております。

3 情報開示方法

適時開示規則に基づく開示事項に該当する情報開示は、東京証券取引所が提供するTDnetにて開示するとともに、当社ホームページに、適切な時点で掲載いたします。また、適時開示規則に基づく開示事項に該当しない情報の開示にあたっては、適時開示規則の趣旨に沿って、逐次当ホームページに掲載してまいります。